平成 19 年 11 月 29 日

(案)

# 公的年金財政状況報告

一平成17年度一

社会保障審議会年金数理部会

# 社会保障審議会 年金数理部会

部会長 山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

部会長代理 都村 敦子 日本放送協会学園非常勤講師

委員 牛丸 聡 早稲田大学政治経済学術院教授

委員 熊沢 昭佳 企業年金連合会理事

委員 栗林 世 中央大学経済学部教授

委員 近藤 師昭 (社)日本年金数理人会相談役

委員 林 勲 (社)日本アクチュアリー会顧問

委員 宮武剛 目白大学教授

はじめに	1
第1章 公的年金の概要       1 公的年金とは         2 体系(国民年金と被用者年金との関係)       3 一元化の推進	3 3 4
第2章 財政状況 1 財政収支の現状及び推移  平成17年度の財政収支状況の概況/平成17年度の単年度収支状況/保険料収入/ 国庫・公経済負担/追加費用/運用収入/運用利回り/基礎年金交付金/給付費/基礎年金拠出金/収支残/積立金/基礎年金制度の実績(確定値ベース)	5
2 被保険者の現状及び推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3 受給権者の現状及び推移 受給権者数/年金種別別にみた状況/年金総額/老齢・退年相当の受給権者	45
4 財政指標の現状及び推移 ( 財政指標の定義及び意味/年金扶養比率/総合費用率/独自給付費用率、基礎年金費用率/ 収支比率/積立比率/財政指標でみた各制度の特徴	67
第3章 平成16年財政再計算結果との比較	90
1 財政計画と比較する際の留意点	90
2 財政収支の実績と将来見通しの比較	93
3 財政指標の実績と将来見通しの比較	36
4 積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析	21

5	収支比率及び積立比率の実績と将来見通しとの乖離の分析132
	平成 17 年度の収支比率/収支比率の乖離の発生要因別分解方法/収支比率の乖離分析結果/
	平成 17 年度の積立比率/積立比率の乖離の発生要因別分解方法/積立比率の乖離分析結果/
	収支比率と積立比率の乖離の度合い
補遺	139
補遺1	平成 17 年度の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの比較のための加工について
補遺2	2 平成17年度末の積立金の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について
補遺3	3 平成17年度の収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について
補遺与	4 平成17年度の積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について
補遺5	5 年金給付費に対する賃金上昇率、物価上昇率の影響について(考察)
付属資	料
• 公的	7年金制度の沿革156
・長期	時系列表159
<ul> <li>最近</li> </ul>	で経済等の状況182
・用語	解説183

# 参考資料

平成17年度財政状況報告(制度所管省報告內容)

- 厚生年金保険
- 国家公務員共済組合
- 地方公務員共済組合
- 私立学校教職員共済制度
- 国民年金(基礎年金)

はじめに

本報告書は、平成17年度における我が国の公的年金の財政状況をとりまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、 財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化 の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観 点からの検討及び検証」などを行うため設置されている。

部会設置以来、これまで毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、その財政状況を専門的な観点から検討、分析するとともに、財政を見る上で必要となるデータや将来の財政再計算等で考慮すべき事項について指摘してきた。また、平成16年に行われた財政再計算については、その聴取資料を基に各制度の安定性、公平性に関して財政検証を行っている。これらの内容については、部会議事の公開、報告資料や議事録の厚生労働省ホームページへの掲載等を通じて、その内容を国民に広く提供してきた。

本報告では、各制度からの平成17年度の財政状況の報告をもとに、各制度の財政状況を横断的に一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組みやその意義、これまでの経緯などの説明とともに、現状分析及び財政再計算との比較を行った。なお、今年度から、比較対象を平成16年財政再計算としている。

平成13年度分から、毎年、報告書を作成・公表しているが、今年度は、新たに年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した単年度収支状況による分析を行ったほか、今回実績と平成16年財政再計算との乖離要因については、積立金、収支比率及び積立比率について分析を行っている。

現在、被用者年金制度の一元化法案が国会に提出されており、また、次回、平成21年における「財政の現況及び見通しの作成」・財政再計算に向けた検討も始められようとしている。これらの議論では、各制度間の現状の比較は欠くことのできないものである。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度に関する議論に資することができれば幸いである。

# 第1章 公的年金の概要

#### 1 公的年金とは

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、 その財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てるとい う世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の 負担を緩和する仕組みとなっている。

公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設された。現在は、国民年金(基礎年金)と厚生年金保険(以下、厚生年金という)、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金(以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という)からなる。旧社会保障制度審議会に年金数理部会が設置された昭和55年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合(国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済:以下旧三共済という)、農林漁業団体職員共済組合(以下、旧農林年金という)があったが、いずれも厚生年金と統合(船員保険については職務外の年金給付部分)、現在に至っている。

本報告書では、主として、平成7年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

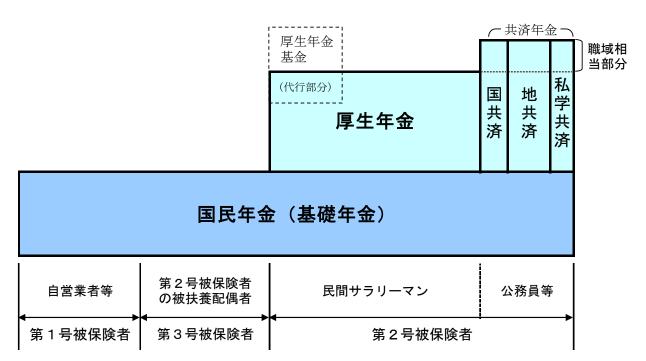
#### 2 体系(国民年金と被用者年金との関係)

公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである(図表 1-2-1)。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者・組合員・加入者(以下、被保険者という)は国民年金の第2号被保険者となり<sup>注</sup>、その被扶養配偶者(20歳以上60歳未満の者に限る。)は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は同第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあっては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する(図中「代行部分」)。

#### 3 一元化の推進

我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その後、制度間での制度的、財政的な差異が制度自体の安定性と加入者間の公平性に問題を生じるようになり、その対応策として公的年金の一元化が推進されている。1でみた、制度の統合もその一環である。さらに、平成16年財政再計算では、平成13年3月16日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」に従い、国共済と地共済においては財政単位一元化が図られ、私学共済では掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた。

さらなる対応策を推進するため、平成 18 年 4 月 28 日付け閣議決定「被用者年金制度の一元化に関する基本方針について」に従い具体案が検討され、平成 18 年 12 月 19 日に政府・与党合意として、被用者年金の太宗を占める厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一することとされ、平成 19 年 4 月に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところである。

# 第2章 財政状況

本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者、受給権者、さらに年金扶養比率、総合費用率などの財政指標について、現状及び最近の推移をみる。

#### 1 財政収支の現状及び推移

#### (1) 平成 17 年度の財政収支状況の概況

図表 2-1-1 は、平成 17 年度の各制度の決算における財政収支状況をとりまとめたものである。年金数理部会では、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値の報告を受けており、ここでは、評価損益を含まない「簿価ベース」での数値と評価損益を含む「時価ベース<sup>注</sup>」での数値を併せて掲載している。なお、各制度における決算では、簿価ベースが基準となっている。

最初に、公的年金制度全体の財政状況をみる。

注 「(12)積立金」の項を参照のこと。

#### (公的年金制度全体の収入:保険料収入26.3兆円、国庫・公経済負担6.8兆円等)

平成 17 年度の公的年金制度全体での収入の内訳をみると、保険料収入が 26 兆 3,242 億円、国庫・公経済負担が 6 兆 8,368 億円、運用収入が簿価ベースで 3 兆 7,124 億円、時価ベースで 13 兆 9,550 億円などとなっている。

簿価ベースの運用収入は、厚生年金及び国民年金(国民年金勘定)における年金 資金運用基金納付金 8,122 億円を含めたものである。この年金資金運用基金納付金 (平成 18 年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)は、厚生年金及び国 民年金の積立金を寄託され管理・運用している年金資金運用基金(平成 18 年度以降 は年金積立金管理運用独立行政法人)における前年度までの運用状況(簿価の累積 収益額)に基づいて当該年度に年金特別会計に納付されるものであり、厚生年金及 び国民年金(国民年金勘定)の運用収入とみなすことが適当である。なお、時価ベ ースでは、年金特別会計の運用収入に加え、年金資金運用基金における時価ベース の運用収益が当該年度の運用収入として計上されており、年金資金運用基金納付金 は、年金特別会計と年金資金運用基金との間のやりとりであるため、時価ベースの 運用収入にあらためて加える必要はない。

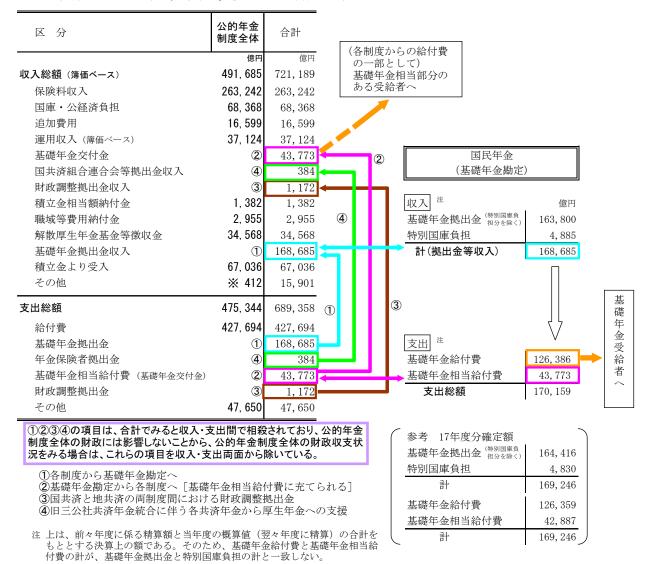
国共済と地共済の収入には、それぞれ 4,702 億円、1 兆 1,896 億円の追加費用がある。追加費用とは、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の

図表 2-1-1 財政収支状況 -平成17年度-

		I				国民华	年金		
区 分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金勘定	基礎年金 勘定	合計	公的年金 制度全体
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額	簿価ベース	385, 740	21,845	63, 180	4, 948	61, 175	184, 302	721, 189	491, 685
	時価ベース	[459, 335]	[24, 424]	[84, 207]	[5, 522]	[66, 268]		[824, 058]	[594, 555]
保険料収入		200, 584	10, 290	30, 099	2, 789	19, 480	_	263, 242	263, 242
国庫・公経済	負担	45, 394	1,589	3,828	537	17,020	_	68, 368	68, 368
追加費用		-	4,702	11, 896	-	-	_	16, 599	16, 599
運用収入 (再掲 年	簿価ベース 金資金運用基金納付金)	18, 298 (7, 522)	2, 423	13, 604	1, 359	1, 357 (600)	83	37, 124 (8, 122)	37, 124 (8, 122)
	時価ベース	[91, 893]	[4, 647]	[34, 573]	[1,903]	[6, 451]		[139, 550]	[139, 550]
基礎年金交付	金	19, 474	1,640	3,718	178	18, 763	_	43, 773	2
国共済組合連	合会等拠出金収入	384	_	_	-	_	_	384	4
財政調整拠出	金収入	-	1, 172	_	_	_	_	1, 172	3
積立金相当額	納付金	1, 382	-	-	-	_	_	1, 382	1, 382
職域等費用納	付金	2, 955	-	_	-	_	_	2, 955	2, 955
解散厚生年金	基金等徴収金	34, 568	-	_	_	-	_	34, 568	34, 568
基礎年金拠出	金収入	-	-	-	-	-	168, 685	168, 685	1
積立金より受	入	62, 497	_	-	_	4, 539	_	67, 036	67, 036
その他		203	29	35	85	15	15, 533	15, 901	<b>※</b> 412
支出総額		376, 068	21, 299	55, 716	3, 871	62, 245	170, 160	689, 358	475, 344
給付費		219, 863	16, 693	42, 915	2, 310	19, 527	126, 386	427, 694	427, 694
基礎年金拠出	金	112,831	4, 201	11, 226	1, 452	38, 976	_	168, 685	1
年金保険者拠	出金	_	31	275	78	_	_	384	4
基礎年金相当	給付費 (基礎年金交付金)	-	_	_	_	_	43, 773	43, 773	2
財政調整拠出	金	-	-	1, 172	_	_	_	1, 172	3
その他		43, 374	374	128	31	3, 743	1	47,650	47, 650
収支残	簿価ベース	9, 672	546	7, 464	1, 078	△ 1,071	14, 142	31, 831	16, 341
	時価ベース	[83, 267]	[3, 126]	[28, 491]	[1,651]	[4, 023]		[134, 700]	[119, 211]
年度末積立金	簿価ベース	1, 324, 020	87, 580	388, 082	33, 180	91, 514	7, 246	1, 931, 622	1, 931, 622
	時価ベース	[1, 403, 465]	[91,690]	[415, 154]	[34, 730]	[96, 766]		[2, 049, 051]	[2, 049, 051]
年度末積立金の	簿価ベース	△ 52, 598	546	7, 464	1,078	△ 5,478	-	△ 48, 989	△ 48, 989
対前年度増減額	時価ベース	[20, 997]	[3, 126]	[28, 491]	[1,651]	[△ 384]		[53, 880]	[53, 880]

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。
注2 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。
注3 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金数定への繰入額を計上している。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの 勘定の積立金としたものである。 注5 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。 注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①~④)について収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」15,489億円を除いた額を計上している。



図表 2-1-2 財政収支状況 -平成 17 年度-

#### **図表 2-1-2 の補足** (矢印で示されている項目間の関係について)

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金(基礎年金勘定)から各被用者年金と国民年金(国民年金勘定)に交付又は繰り入れられるもので、昭和60年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「基礎年金相当給付費」または「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この「基礎年金相当給付費」と(新法)基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する<sup>注</sup>。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組は、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「**国共済組合連合会等拠出金収入**」と、支出項目にある「**年金保険者拠出金**」は、旧三公社共済年金が平成9年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「**年金保険者拠出金」、厚生年金**の受ける額が「**国共済組合連合会等拠出金収入**」である。

期間、すなわち基本的には国共済は昭和34年前、地共済は昭和37年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体等が事業主として負担しているものである。国共済や地共済の収入項目別の構成比を他の制度と比べるときは、追加費用があることに留意する必要がある。

厚生年金の収入である解散厚生年金基金等徴収金3兆4,568億円については、平成15年度から始まった厚生年金基金の代行返上による移換金である。これは将来にわたる給付義務を伴う一時的な収入である。

厚生年金と国民年金(国民年金勘定)には、それぞれ 6 兆 2,497 億円、4,539 億円の「積立金より受入」がある。これは、平成 16 年年金制度改正により、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営に変わったことから、当年度の年金保険事業の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上することで財源を確保することとし、新たに「積立金より受入」という収入項目を立てることとしたものである。このように、当年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から必要な項目であるが、年金財政の観点からみる際には収入から除外するのが適当である。(「(2)平成 17 年度の単年度収支状況」の項を参照。)

基礎年金拠出金収入 16 兆 8,685 億円は、各制度の支出項目である基礎年金拠出金に対応して、受け入れ側の国民年金(基礎年金勘定)の収入項目となっているもので、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。同様に、収入項目の基礎年金交付金 4 兆 3,773 億円、国共済組合連合会等拠出金収入 384 億円に対して、それぞれ支出項目の基礎年金相当給付費(みなし基礎年金給付費)、年金保険者拠出金が対応しており、公的年金制度の合計ではそれぞれ相殺されている。また、平成 16 年度から始まった国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、地共済が財政調整拠出金 1,172 億円を拠出し、国共済が財政調整拠出金収入として受け入れているが、上記と同様、相殺関係にある。

したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除いている(図表 2-1-2)。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他には、基礎年金勘定の前年度剰余金受入1兆5,489億円を除いた額を計上している。

こうした考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の収入総額は、簿価ベースで 49 兆 1,685 億円、時価ベースで 59 兆 4,555 億円である。ただし、この中には、

厚生年金、国民年金の「積立金より受入」(総額6兆7,036億円)が含まれている。

#### (公的年金制度全体の支出:年金給付費 42.8 兆円等)

一方、平成 17 年度の公的年金制度全体での支出は、給付費 42 兆 7,694 億円など となっている。

給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費にはその一部として 基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金 給付費がいわゆる1階部分にあたる給付費となる。

また、各制度(基礎年金勘定を含む)が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費(いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺関係にある。)は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される(図表 2-1-2)。

その他の支出 4 兆 7,650 億円は平成 16 年度 (4,410 億円) に比べ 10 倍を超える 額となっているが、これは、厚生年金及び国民年金のその他の支出に、年金資金運 用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源<sup>注</sup>(厚生年金 4 兆 841 億円、国民年金 2,632 億円)といった将来にわたる収入を伴う一時的な支出が含まれるためである。

前述の考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の支出総額は、47 兆 5,344 億円となっている。

注 平成17年度末に年金資金運用基金が解散することに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政 融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要となる費用等を支出したも のである。平成18年度以降は、年金住宅融資回収金等が厚生年金・国民年金の収入となる。

#### (公的年金制度全体の積立金:簿価ベースで193.2兆円、時価ベースで204.9兆円)

公的年金制度全体の平成17年度末の積立金は、簿価ベースで193兆1,622億円、時価ベースで204兆9,051億円であり、時価ベースで初めて200兆円を超えた。なお、この積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

#### (公的年金制度全体の年度末積立金の対前年度増減額)

年度末積立金の対前年度増減額は、簿価ベースで4兆8,989億円の減、時価ベースで5兆3,880億円の増となっている。なお、公的年金制度全体の収支残は、厚生年金及び国民年金において「積立金より受入」が収入として計上されていることから、簿価ベースで1兆6,341億円の黒字、時価ベースで11兆9,211億円の黒字と、積立金の増減額とは異なる額となっている。

#### (2) 平成 17 年度の単年度収支状況

図表 2-1-3 は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した平成 17 年度の単年度収支状況である。単年度収支状況は、厚生年金、国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」及び国民年金(基礎年金勘定)の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

なお、公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、 厚生年金、国民年金(国民年金勘定)では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表は、図表 2-1-1 における事業運営の結果を示す決算の収支状況とは異なるものである。

平成 17 年度の単年度の収入総額は、簿価ベースで 42 兆 4,650 億円、時価ベースで 52 兆 7,519 億円、単年度の支出総額は、47 兆 5,344 億円となっている。

単年度収支残は、簿価ベースで 5 兆 694 億円の赤字、時価ベースで 5 兆 2,175 億円の黒字である。

簿価ベースで赤字、時価ベースで黒字という状況になっているが、平成 16 年年金制度改正により積立金を活用する有限均衡方式による財政運営に変わっているため、従来とは異なり、仮に単年度収支が赤字になった場合であっても、それがただちに財政状況の悪化を示すものではなく、平成 16 年財政再計算において改正内容注を織り込んであらかじめ見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。したがって、実績と財政再計算における将来見通しとの比較や、その乖離分析を行うことが、財政状況の評価をする上でこれまで以上に重要になっている。

本報告では、平成17年度の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの 比較や乖離分析を行った結果について、第3章で詳しく取りあげる。

- 注 平成 16 年年金制度改正における改正事項のうち、年金財政への影響が大きいと考えられる 事項には、主として次のようなものがある。
  - ・厚生年金、国民年金における保険料水準固定方式の導入
  - ・保険料(率)の引上げ (各制度とも毎年引上げ。図表 2-1-5 参照。)
  - マクロ経済スライド
  - ・積立金を活用する有限均衡方式による財政運営
  - ・基礎年金の国庫・公経済負担割合の2分の1への引上げ (平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに完全に引上げ。「(4)国庫・公経済負担」の項を参照。)

図表 2-1-3 単年度収支状況 -平成 17 年度-

#### 【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

_							国民	年金		公的年金
	区 分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	合計	制度全体
			億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	総額	簿価ベース	323, 243	21,845	63, 180	4, 948	56, 636	168, 813	638, 664	424, 650
		[時価ベース]	[396, 838]	[24, 424]	[84, 207]	[5, 522]	[61, 730]		[741, 533]	[527, 519]
	保険料収入		200, 584	10, 290	30, 099	2,789	19, 480	_	263, 242	263, 242
ıl=	国庫・公経済	負担	45, 394	1, 589	3,828	537	17,020	_	68, 368	68, 368
収	追加費用		-	4,702	11,896	-	_	_	16, 599	16, 599
入	運用収入 (再掲 年	簿価ベース 金資金運用基金納付金)	18, 298 (7, 522)	2, 423	13, 604	1, 359	1, 357 (600)	83	37, 124 (8, 122)	37, 124 (8, 122)
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		[時価ベース]	[91, 893]	[4, 647]	[34, 573]	[1, 903]	[6, 451]		[139, 550]	[139, 550]
(単年度	基礎年金交付	·金	19, 474	1,640	3, 718	178	18, 763	_	43, 773	2
度	国共済組合連	合会等拠出金収入	384	-	-	_	_	_	384	4
$\overline{}$	財政調整拠出金収入		-	1, 172	_	_	_	_	1, 172	3
	積立金相当額	i納付金	1, 382	-	-	-	_	_	1, 382	1, 382
	職域等費用納付金		2, 955	-	-	-	_	_	2, 955	2, 955
	解散厚生年金	基金等徴収金	34, 568	-	-	-	_	_	34, 568	34, 568
	基礎年金拠出	金収入	-	_	_	_	_	168, 685	168, 685	1
	その他		203	29	35	85	15	44	412	412
支	総額		376, 068	21, 299	55, 716	3,871	62, 245	170, 160	689, 358	475, 344
	給付費		219, 863	16, 693	42, 915	2, 310	19, 527	126, 386	427, 694	427, 694
出	基礎年金拠出	金	112, 831	4, 201	11, 226	1,452	38, 976	_	168, 685	1
単	年金保険者拠	出金	-	31	275	78	_	_	384	4
年	基礎年金相当	給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	_	43, 773	43, 773	2
度	財政調整拠出	金	-	-	1, 172	-	_	_	1, 172	3
	その他		43, 374	374	128	31	3, 743	1	47, 650	47, 650
	単年度収支残	簿価ベース	△ 52,825	546	7, 464	1,078	△ 5,609	△ 1,347	△ 50,694	△ 50, 694
		[時価ベース]	[20, 770]	[3, 126]	[28, 491]	[1,651]	[△ 515]		[52, 175]	[52, 175]
	年度末積立金	簿価ベース	1, 324, 020	87, 580	388, 082	33, 180	91, 514	7, 246	1, 931, 622	1, 931, 622
		[時価ベース]	[1, 403, 465]	[91, 690]	[415, 154]	[34, 730]	[96, 766]		[2, 049, 051]	[2, 049, 051]

- 「単年度収支状況」は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。
  公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表の単年度収支残は、事業運営の結果を示す決算の収支残とは異なるものである。
  厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金資金運用基金約付金を加えたものを計上している。
  厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金資金運用基金約付金を加えたものを計上している。
  で評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入の行金のである)で、「地共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入・収支残は参考値である。
  また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの収入総額、実施生金物に入り、「東大は金利金のである。なが、日本の計画は金利金のである。なが、東大は金利金のである。なが、東大法の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(収支残は参考値である。
- 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- 注5 基礎年金勘定の収入のその他には、前年度剰余金受入(15,489億円)を除いた額を計上している。また、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の支出のその他には、年金資金運用基金に係る財政融資資金繰上償還等資金財源(厚生年金40,841億円、国民年金2,632億円)が含まれている。
- 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの
- 勘定の積立金としたものである。 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①~④)について収入・支出両面から除いてい 注8

## (3) 保険料収入 -全制度で増加-

平成 17 年度の保険料収入は、厚生年金 20 兆 584 億円、国共済 1 兆 290 億円、地共済 3 兆 99 億円、私学共済 2,789 億円、国民年金 1 兆 9,480 億円であった(図表 2-1-4)。

図表 2-1-4 保険料収入額の推移

年度		三生年金 旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9	206,83	2	3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10	206,15	1	3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11	202,09	9	3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12	200,51	2	3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13	199,36	0	3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16	194,537		10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525	
17	200,58	4		10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
対前年	度増減率 (%	%)							
8	3.6	3.4	1.9	4.3	3.5	2.9	3.6	5.2	3.7
9	6.8	$\langle\!\langle 4.4 \rangle\!\rangle$	4.1	3.8	4.7	5.2	4.4	1.3	4.2
10	$\triangle 0.3$		$\triangle 0.3$	0.7	1.1	1.9	$\triangle$ 0.1	1.4	0.0
11	$\triangle 2.0$		$\triangle 0.5$	0.8	0.6	1.5	$\triangle 1.5$	1.6	$\triangle 1.3$
12	$\triangle$ 0.8		$\triangle 0.9$	2.5	$\triangle$ 1.1	1.6	$\triangle 0.7$	$\triangle 1.7$	$\triangle$ 0.8
13	$\triangle 0.6$		$\triangle 1.2$	0.5	$\triangle$ 0.1	1.4	$\triangle 0.5$	$\triangle 0.7$	$\triangle 0.5$
14	1.3	$\langle\!\langle \triangle \rangle\!\rangle$	0.3》	$\triangle 1.2$	$\triangle 0.7$	5.2	$\triangle$ 0.2	$\triangle 3.0$	$\triangle$ 0.4
15	$\triangle$ 4.8			1.0	0.1	6.0	$\triangle 3.9$	3.5	$\triangle$ 3.4
16	1.1			$\triangle$ 0.1	0.2	0.8	0.9	$\triangle 1.4$	0.7
17	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

保険料収入の推移をみると、平成17年度には、増加が続く私学共済が4.1%増と最も大きく増加したほか、それぞれ16年度、15年度に減少傾向から増加に転じた厚生年金、地共済が引き続き3.1%、1.2%の増加となった。また、平成16年度に減少した国共済と国民年金もそれぞれ0.7%、0.6%の増加に転じ、すべての制度の

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 平成14、15年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

保険料収入が増加した。公的年金制度全体では、平成 16 年度に引き続き増加し、対前年度で 2.6%増、26 兆 3,242 億円となった。

保険料収入に関しては、平成 17 年 4 月に私学共済(10.46% $\rightarrow$ 10.814%)と国民年金(13,300 円 $\rightarrow$ 13,580 円)の保険料( $\stackrel{}{\sim}$ )が、9 月に厚生年金(13.934% $\rightarrow$ 14.288%)、国共済(14.509% $\rightarrow$ 14.638%)、地共済(13.384% $\rightarrow$ 13.738%)の保険料率が引き上げられており(図表 2-1-5)、保険料収入の増加に大きく寄与している。また、厚生年金と私学共済では、被保険者数が増加したことも、保険料収入増加の要因となっている。

なお、公的年金各制度の保険料(率)は、次のとおりである。

私学共済 年度 国共済 地共済 国民年金 日本鉄道 日本電信電話 日本たばこ産業 農林年金 平成 7 16.5 19.59 (4月) 16.26 19.07 18.54 (4月) 17.44 15.84 12.8 (4月) 11,700(4月) (10月) 17.21 (10月) 19.92 (10月) 18.39(10月) 16.56 (12月) 12,300 (4月) 20.09 (10月) 8 17.35 9 厚 17.35 (4月) 19.49 (4月) 13.3 (4月) 12,800 (4月) 10 生 13,300 (4月) 11 金 12 13 厚生年金 14 注5 15.22(4月) 15 13.58(4月) 15.69(4月) 13.58(4月) 15.55(4月) 14.38(4月) 12.96(4月) 10.46(4月) 14.509(10月) 13.384(10月) 13.934(10月) 13.934(10月) 14.704(10月) 16 14.638(9月) 13.738(9月) 17 14.288(9月) 14.288(9月) 15.058(9月) 10.814(4月) 13,580 (4月) 14.642(9月) 14.642(9月) 15.412(9月) 14.767(9月) 14.092(9月) 11.168(4月) 13,860 (4月) 18 15.766(9月) 14.896(9月) 14.446(9月) 14,100 (4月) 19 14.996(9月) 14.996(9月) 11.522(4月)

図表 2-1-5 公的年金各制度の保険料(率)

注1 () 内は改定月である。

注2 被用者年金各制度の平成15年3月までの保険料率は標準報酬月額ベース、平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍 を現げた

注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された(網掛け)。 日本鉄道、日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、据え置くものとされている。

注4 農林年金は平成14年4月に厚生年金保険に統合された(網掛け)。

注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成19年9月時点で15.952%、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人 及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率 については、上記の表に掲げる率である。

#### (4) 国庫・公経済負担 -全制度で増加-

平成 17 年度の国庫・公経済負担は、厚生年金 4 兆 5,394 億円、国共済 1,589 億円、 地共済 3,828 億円、私学共済 537 億円、国民年金 1 兆 7,020 億円であった (図表 2-1-6)。

年度	厚生年金 旧三共済 旧農林年金		国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金(国民年金勘定)	公的年金 制度全体	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	<b>億</b> 円
7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9	27,1	15	530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10	28,3	02	523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11	36,3	56	539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12	37,2	09	580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13	38,1	64	600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14	40,0	36		1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15	41,0	45		1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16	42,7	92		1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17	45,3	94		1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
対前年	度増減率(🧐	%)							
8	△ 11.0	1.8	2.8	6.8	7.1	7.9	$\triangle$ 8.5	23.9	0.0
9	7.7	<b>⟨</b> 4.8⟩⟩	$\triangle 1.7$	3.8	3.0	2.8	4.5	$\triangle$ 9.2	0.0
10	4.4		$\triangle 1.4$	6.5	1.0	5.2	4.1	$\triangle 0.4$	2.7
11	28.5		3.0	4.5	5.1	7.1	25.0	$\triangle 0.3$	17.8
12	2.3		7.5	7.9	10.0	9.7	3.2	3.1	3.2
13	2.6		3.5	2.5	4.8	2.8	2.8	4.9	3.3
14	4.9	$\langle\!\langle 3.$	.3》	1.8	$\triangle 1.9$	3.4	3.1	1.8	2.8
15	2.5			4.4	$\triangle 4.0$	5.4	1.9	2.7	2.1
16	4.3			6.4	14.9	10.3	5.1	1.7	4.3
17	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1

図表 2-1-6 国庫・公経済負担額の推移

国庫・公経済負担の推移をみると、各制度とも総じて増加を続けており、平成17年度には、16年度に続き、すべての制度で増加している。平成17年度の対前年度増加率は、厚生年金6.1%、国共済4.1%、地共済0.9%、私学共済7.6%、国民年金11.8%と大きな伸びとなっており、公的年金制度全体では、対前年度7.1%増の6兆8,368億円であった。

ここで、国庫・公経済負担とは、

- ○基礎年金拠出金の3分の1(平成16年度から2分の1への引上げに着手し、 平成21年度までに完全に引上げ)に相当する額
- ○国民年金が発足した昭和36年4月より前の期間(恩給公務員期間等は除く。) に係る給付に要する費用の一定割合(厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%)に相当する額

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 平成14~16年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を 含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額<sup>注1</sup>のことである。また、 国民年金においては、さらに国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分<sup>注2</sup>がある。

国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、国庫・公経済負担の増加はもっぱら基礎年金拠出金の増加(後述)を反映したものである。これに加え、平成16年度以降は、基礎年金の国庫・公経済負担の引上げが増加の要因となっている。

- 注1 用語解説の補足を参照のこと。
- 注2 用語解説「特別国庫負担」の項を参照のこと。

①欄で\*を付した額の内訳 年度 基礎年金の国庫・公経済負担割合 公的年金 厚生年金 国共済 地共済 私学共済 国民年金 制度全体 (うち国庫) (1) 億円 億円 億円 億円 億円 億円 平成 億円 16 1/3 + 296億円\* 296 (272)206 21 3 58 8 1,192 (1,101) 822 30 10 248 17 82 1/3 + 11/1000 + 1,192億円\* 1/3 + 25/100018 1/3 + 32/100019

図表 2-1-7 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

基礎年金の国庫・公経済負担割合については、平成16年の法律改正で、基礎年金拠出金の3分の1から、平成21年度までに2分の1〜完全に引き上げられることとされ、平成16年度から引上げに着手された。平成17年度は、基礎年金拠出金の3分の1と1000分の11に加え1,192億円(地方公共団体等の負担を含む。うち国庫の負担分は1,101億円。)の国庫・公経済負担となっている(図表2-1-7)。また、その他の年度についても、図表2-1-7のとおり、順次引き上げられている。

なお、国庫・公経済負担割合が 2 分の 1 に完全に引き上げられる年度(特定年度)については、「平成 19 年度を目処に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までのいずれかの年度を定めるものとする。」とされている(平成 16 年年金制度改正法附則第 16条)。

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

## (5) 追加費用

平成 17 年度の追加費用は、国共済 4,702 億円、地共済 1 兆 1,896 億円であった (図表 2-1-8)。

追加費用の推移をみると、国共済は平成11年度から、地共済は平成10年度から、 それぞれ減少を続けている。追加費用は、給付のうち制度発足前の恩給公務員期間 等に係る部分に要する費用に相当するため、今後も引き続き減少していくものと考 えられる。

図表 2-1-8 追加費用の推移

				対前年度増減率				
年度	国共済	地共済	計	国共済	地共済	計		
平成	億円	億円	億円	%	%	%		
7	6,060	15, 559	21,619					
8	5, 758	16, 009	21, 766	$\triangle$ 5.0	2.9	0.7		
9	5, 894	16, 059	21, 953	2.4	0.3	0.9		
10	6,062	15, 745	21,808	2.9	$\triangle$ 2.0	$\triangle$ 0.7		
11	5,807	15, 271	21,078	$\triangle$ 4.2	$\triangle$ 3.0	$\triangle$ 3.3		
12	5,612	14, 756	20, 368	$\triangle$ 3.4	$\triangle$ 3.4	$\triangle$ 3.4		
13	5, 400	14, 572	19, 972	$\triangle$ 3.8	$\triangle$ 1.2	$\triangle$ 1.9		
14	5, 326	14, 139	19, 465	$\triangle$ 1.4	$\triangle$ 3.0	$\triangle$ 2.5		
15	5, 187	13, 352	18, 539	$\triangle$ 2.6	$\triangle$ 5.6	△ 4.8		
16	4, 918	12, 465	17, 383	$\triangle$ 5.2	$\triangle$ 6.6	$\triangle$ 6.2		
17	4, 702	11, 896	16, 599	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5		

#### (6) 運用収入 -全制度で増加-

平成 17 年度の運用収入は、簿価ベースで、厚生年金 1 兆 8, 298 億円、国共済 2, 423 億円、地共済 1 兆 3,604 億円、私学共済 1,359 億円、国民年金 1,357 億円であった (図表 2-1-9)。

また、時価ベースでは、厚生年金9兆1,893億円、国共済4,647億円、地共済3兆4,573億円、私学共済1,903億円、国民年金6,451億円と、各制度とも平成16年度より増加している。

公的年金制度全体でみると、簿価ベースでは平成8年度以来の増加であり、時価ベースでは全制度の数値が得られた平成15年度以降で最大である。

なお、厚生年金及び国民年金では、年金資金運用基金(平成18年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人)が厚生労働大臣から寄託された積立金を管理・運用し、その運用収益を年金資金運用基金納付金(平成18年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金)として国庫(年金特別会計)に納付する<sup>注</sup>仕組みとなっている。平成17年度には、16年度末における年金資金運用基金の簿価の累積収益額(厚生年金1兆4,180億円、国民年金1,112億円)が基準となる準備金積立所要額(寄託金残高の100分の1)を上回ったことから、年金資金運用基金発足後初めて、超過となる額(厚生年金7,522億円、国民年金600億円)が年金資金運用基金納付金として国庫納付された。厚生年金及び国民年金の簿価ベースの運用収入は、特別会計の運用収入(財政融資資金への預託金の利子収入)に、この年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。このように、簿価ベースでは、年金資金運用基金における運用収益を厚生年金及び国民年金の特別会計の当該年度の収入として計上する仕組みとなっていないことから、簿価ベースの数値を、(年金資金運用基金における運用実績が当該年度の運用収入に反映される)時価ベースや、他制度の簿価ベースの数値と比べる際には、留意が必要である。

注 国庫納付については、簿価で計算された厚生年金勘定及び国民年金勘定それぞれの累積収益額 に基づいて、翌年度における納付の有無の決定及び納付額の算定が行われる。

図表 2-1-9 運用収入の推移

		厚生年金					被用者年金	国民		公的年金
年度		旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	制度計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9	55,0	637	774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10	52,	164	715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11	47,	286	676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12	43,	067	698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13	38,		507	2,104	7,872	783	49,873	2,263	209	52,345
	[26,		! !	[1,341]				[1,246]		
14	31,			2,169	6,870	667	40,777	1,897	175	42,848
15	[2,7 22,8	731] 994		[1,757] 2,358	7,000	[△ 90] 670	32,912	$[\triangle 371]$ 1,523	79	34,513
19		232]		[3,282]	[16,995]	[809]	[85,318]	[4,482]	19	[89,879]
16	16,			2,109	7,534	738	26,506	1,044	83	27,632
		934]		[2,291]	[12,200]	[1,103]	[52,527]	[2,654]		[55,264]
17	18,	298 893]		2,423 [4,647]	13,604 [34,573]	1,359 [1,903]	35,684 [133,015]	1,357 [6,451]	83	37,124 [139,550]
	[91,	090]		[4,047]	[34,373]	[1,903]	[155,015]	[0,431]		[159,550]
対前年	度増減率 (9	%)								
8	1.4	58.6	△ 10.8	1.2	$\triangle$ 5.5	$\triangle$ 6.7	0.9	3.5	△ 8.7	0.9
9	$\triangle$ 0.8		△ 0.8	$\triangle$ 6.2	0.9	1.1	△ 3.0	3.3	△ 12.0	$\triangle 2.8$
10	$\triangle$ 6.2		△ 7.7	$\triangle$ 17.1	$\triangle$ 4.3	$\triangle 0.7$	$\triangle$ 6.4	$\triangle$ 1.1	$\triangle$ 37.5	$\triangle$ 6.4
11	$\triangle$ 9.4		$\triangle$ 5.4	$\triangle$ 2.3	14.9	2.4	$\triangle$ 5.0	△ 3.9	0.4	$\triangle$ 5.0
12	△ 8.9		3.2	$\triangle$ 6.3	$\triangle$ 23.0	△ 13.7	△ 11.4	△ 12.6	△ 21.2	$\triangle$ 11.5
13	△ 10.4		△ 27.4	$\triangle$ 15.8	$\triangle$ 15.6	$\triangle$ 10.5	$\triangle$ 11.7	△ 20.0	△ 31.3	$\triangle$ 12.2
14	△ 19.5			3.1	$\triangle$ 12.7	△ 14.8	△ 18.2	△ 16.2	$\triangle$ 16.5	△ 18.1
15	$\begin{bmatrix} \triangle 89.7 \end{bmatrix}$ $\triangle 26.3$			[31.0] 8.7	1.9	0.3	△ 19.3	[△ 129.8]	A E4.0	A 10 F
19	[2,251.8]			8.7 [86.8]	1.9	$0.3$ [ $\triangle$ 1,001.5]	△ 19.3	$\triangle$ 19.7 [ $\triangle$ 1,307.1]	△ 54.8	△ 19.5
16	$\triangle$ 29.5			$\triangle 10.5$	7.6	10.1	△ 19.5	$\triangle$ 31.5	4.5	△ 19.9
	$[\triangle 42.5]$			$[\triangle 30.2]$	$[\triangle 28.2]$	[36.4]	[△ 38.4]	[△ 40.8]		[△ 38.5]
17	13.5			14.9	80.6	84.3	34.6	30.1	0.6	34.4
	[148.8]			[102.8]	[183.4]	[72.5]	[153.2]	[143.1]		[152.5]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。

注3 []内は、時価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の 運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれ の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10年度が 2,542億円、平成11年度が 3,147億円、平成12年度が 1,678億円である。

## (7) 運用利回り

平成 17 年度の運用利回りをみると (図表 2-1-10)、簿価ベースでは、国共済が 2.43%、地共済が 3.59%、私学共済が 4.16%となっている。

また、時価ベースでは、厚生年金が 6.82%、国共済が 5.36%、地共済が 9.01%、 私学共済が 5.78%、国民年金が 6.88%となっており、各制度とも過去 3 年間で最も 高い実績となっている。

図表 2-1-10 運用利回りの推移

年度	厚生	年金 旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金制定)
平成	%	%	%	%	%	%
7	5.24	4.92	4.97	4.23	4.60	4.90
8	4.99	4.23	4.82	3.74	4.03	4.56
9	4.66	4.08	4.32	3.57	3.86	4.26
10	4.15	3.69	3.44	3.24	3.66	3.94
11	3.62	3.45	3.27	3.57	3.59	3.58
12	3.22	3.55	3.01	2.61	2.99	2.98
13		2.54	2.42	2.05	2.60	
	[1.99]		[1.56]			[1.29]
14	•••		2.45	1.77	2.20	
	[0.21]		[2.05]		[△ 0.28]	$[\triangle 0.39]$
15	•••		2.68	1.81	2.00	
	[4.91]		[3.84]	[4.83]	[2.61]	[4.78]
16	•••		2.35	1.98	1.79	
	[2.73]		[2.65]	[3.23]	[3.35]	[2.77]
17	•••		2.43	3.59	4.16	
	[6.82]		[5.36]	[9.01]	[5.78]	[6.88]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金 資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係 る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の 比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。なお、国共済の時価ベースの運用利回りは、平成10年度が 3.17%、平成11年度が 3.80%、平成12年度が 2.03%である。

## (8) 基礎年金交付金

平成 17 年度の基礎年金交付金は、決算ベース $^{注}$ で、厚生年金 1 兆 9,474 億円、国共済 1,640 億円、地共済 3,718 億円、私学共済 178 億円、国民年金 1 兆 8,763 億円であった(図表 2-1-11)。

注 基礎年金交付金の決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であるため、 基礎年金制度としての実績は確定値ベースとなる。確定値ベースの動向については、「(13)基礎 年金制度の実績(確定値ベース)」の項を参照のこと。

図表 2-1-11 基礎年金交付金の推移《決算ベース》

年度	,	厚生年金 旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	<b>億</b> 円
7	25,689	2,372	689	2,188	5,276	295	36,509	31,868	68,378
8	25,491	2,445	589	2,209	5,371	291	36,396	30,395	66,790
9	25,4	93	504	2,194	5,208	285	34,109	28,435	62,544
10	24,9	52	481	2,201	5,035	277	32,954	27,826	60,781
11	23,0	36	533	2,156	4,956	261	30,947	26,748	57,695
12	19,5	574	563	2,083	4,796	245	27,260	25,701	52,962
13	15,5	666	525	1,993	4,545	232	22,861	24,245	47,107
14	14,240		1,935	4,249	218	20,728	22,771	43,499	
15	13,921		1,833	3,946	203	19,904	21,534	41,438	
16	16,0	16,060		1,729	3,910	190	21,891	20,076	41,967
17	19,4	74		1,640	3,718	178	25,009	18,763	43,773
対前年	度増減率(	%)							
8	$\triangle$ 0.8	3.1	△ 14.5	0.9	1.8	$\triangle$ 1.2	$\triangle$ 0.3	$\triangle$ 4.6	△ 2.3
9	0.0	$\langle\!\langle \triangle 8.7 \rangle\!\rangle$	$\triangle$ 14.5	$\triangle 0.7$	$\triangle$ 3.0	$\triangle$ 2.3	$\triangle$ 6.3	$\triangle$ 6.4	$\triangle$ 6.4
10	△ 2.1		$\triangle$ 4.5	0.3	$\triangle$ 3.3	$\triangle 2.7$	$\triangle 3.4$	$\triangle$ 2.1	$\triangle$ 2.8
11	△ 7.7		10.9	$\triangle 2.0$	$\triangle$ 1.6	$\triangle$ 5.6	$\triangle$ 6.1	$\triangle$ 3.9	$\triangle$ 5.1
12	△ 15.0		5.5	$\triangle 3.4$	$\triangle$ 3.2	$\triangle$ 6.4	△ 11.9	△ 3.9	$\triangle$ 8.2
13	$\triangle$ 20.5		△ 6.7	$\triangle$ 4.3	$\triangle$ 5.2	$\triangle$ 5.1	△ 16.1	$\triangle$ 5.7	$\triangle$ 11.1
14	$\triangle$ 8.5	《△ 1	1.5》	$\triangle$ 2.9	$\triangle$ 6.5	$\triangle$ 6.1	$\triangle$ 9.3	△ 6.1	$\triangle$ 7.7
15	$\triangle$ 2.2			$\triangle$ 5.3	$\triangle$ 7.1	$\triangle$ 6.9	$\triangle$ 4.0	$\triangle$ 5.4	$\triangle$ 4.7
16	15.4			$\triangle$ 5.7	$\triangle$ 0.9	$\triangle$ 6.5	10.0	$\triangle$ 6.8	1.3
17	21.3			$\triangle$ 5.1	$\triangle$ 4.9	$\triangle$ 6.4	14.2	$\triangle$ 6.5	4.3

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 被用者年金制度計の平成9年度の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金 及び平成7年度分の精算額(425億円)を含み、平成10、11年度の額は旧三共済に係る分の精算額(10年 度は9億円、11年度は4億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(85億円)を含み、平成 15、16年度の額は旧農林年金分の精算額(15年度は1億円、16年度は2億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

#### (9) 給付費 -国共済以外の被用者年金、基礎年金で増加ー

平成 17 年度の給付費は、厚生年金 21 兆 9,863 億円、国共済 1 兆 6,693 億円、地共済 4 兆 2,915 億円、私学共済 2,310 億円、国民年金の国民年金勘定 1 兆 9,527 億円、基礎年金勘定 12 兆 6,386 億円であった(図表 2-1-12)。

給付費の推移をみると、被用者年金では、国共済が平成13年度をピークに微減が続いているが、その他の制度では増加が続いており、平成17年度では、厚生年金が2.1%増、地共済が0.3%増、私学共済が2.6%増となっている。

国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続いており、平成17年度で7.0%の増加となっている。一方、国民年金勘定では平成17年度で6.5%減となっており、一貫して減少傾向が続いている。これは、国民年金勘定の給付費が主に旧法国民年金の老齢年金の給付費であることから、受給権者の新規発生が被用者年金と違って非常に少ないためと考えられる。

図表 2-1-12 給付費の推移

		厚生年金			er rest.		被用者年金	国民	年金	公的年金
年度		旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	制度計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,436
8	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9	172,8	395	3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10	182,8	324	3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11	187,3	364	3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12	191,5	544	3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13	196,2	228	3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14	203,466		16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711	
15	208,140			16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16	215,380			16,779	42,783	2,252	277,194	20,888	118,118	416,200
17	219,8	363		16,693	42,915	2,310	281,780	19,527	126,386	427,694
対前年	度増減率(%	<b>%</b> )								
8	4.3	△ 0.8	2.7	0.7	1.6	5.2	3.3	$\triangle 3.6$	18.6	4.7
9	10.2	⟨1.8⟩⟩	2.9	0.8	1.5	4.7	1.7	$\triangle$ 4.1	16.7	3.5
10	5.7		3.9	1.7	2.9	5.9	5.0	$\triangle 2.9$	16.3	6.3
11	2.5		1.8	0.6	1.6	3.9	2.2	$\triangle$ 4.0	13.5	3.9
12	2.2		2.1	1.2	0.6	4.2	1.9	△ 4.8	11.3	3.4
13	2.4		1.6	0.4	1.4	4.2	2.1	$\triangle$ 5.0	10.4	3.5
14	3.7	<b>《1.</b>	7》	$\triangle$ 0.1	0.7	4.4	1.7	$\triangle$ 5.2	9.5	3.1
15	2.3			$\triangle$ 0.0	0.8	3.4	1.7	$\triangle$ 6.4	8.0	2.8
16	3.5			$\triangle 0.4$	0.4	3.1	2.7	$\triangle$ 6.3	6.7	3.3
17	2.1			$\triangle 0.5$	0.3	2.6	1.7	△ 6.5	7.0	2.8

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 平成14年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、 各制度の値の和と一致しない。

## (10) 基礎年金拠出金

平成 17 年度の基礎年金拠出金は、決算ベース<sup>注</sup>で、厚生年金 11 兆 2,831 億円、国 共済 4,201 億円、地共済 1 兆 1,226 億円、私学共済 1,452 億円、国民年金 3 兆 4,090 億円(特別国庫負担分を除く)であった(図表 2-1-13)。

注 基礎年金拠出金の決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であるため、 基礎年金制度としての実績は確定値ベースとなる。確定値ベースの動向については、「(13)基礎 年金制度の実績(確定値ベース)」の項を参照のこと。

図表 2-1-13 基礎年金拠出金の推移《決算ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度		厚生年金 旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	70,154	1,218	1,090	2,624	7,351	813	83,250	22,177	105,427
8	74,120	1,267	1,132	2,733	7,728	847	87,827	22,324	110,151
9	77,1	73	1,124	2,848	8,021	879	90,275	23,379	113,654
10	83,1	44	1,156	3,075	8,558	934	96,881	24,709	121,590
11	88,2	35	1,211	3,288	9,145	1,004	102,889	24,939	127,828
12	91,2	72	1,279	3,535	9,703	1,103	106,892	26,109	133,002
13	93,0	48	1,356	3,608	9,861	1,137	109,009	28,043	137,053
14	98,961		3,719	10,108	1,184	114,282	28,937	143,219	
15	102,986		3,898	10,557	1,263	118,799	30,098	148,897	
16	107,874		4,192	11,235	1,401	124,726	30,701	155,427	
17	112,8	831		4,201	11,226	1,452	129,710	34,090	163,800
対前年	度増減率(%	%)							
8	5.7	4.1	3.9	4.1	5.1	4.2	5.5	0.7	4.5
9	4.1	$\langle\!\langle 2.4 \rangle\!\rangle$	△ 0.8	4.2	3.8	3.8	2.8	4.7	3.2
10	7.7		2.9	8.0	6.7	6.2	7.3	5.7	7.0
11	6.1		4.7	7.0	6.9	7.5	6.2	0.9	5.1
12	3.4		5.6	7.5	6.1	9.9	3.9	4.7	4.0
13	1.9		6.0	2.1	1.6	3.1	2.0	7.4	3.0
14	6.4	<b>《4.</b>	8》	3.1	2.5	4.2	4.8	3.2	4.5
15	4.1			4.8	4.4	6.7	4.0	4.0	4.0
16	4.7			7.5	6.4	10.9	5.0	2.0	4.4
17	4.6			0.2	$\triangle$ 0.1	3.6	4.0	11.0	5.4

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 被用者年金制度計の平成9年度の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額の概算額及び旧三共済に係る平成7年度分の精算額(230億円)を含み、平成10、11年度の額は旧三共済に係る分の精算額(10年度は15億円、11年度は7億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(311億円)を含み、平成15、16年度の額は旧農林年金分の精算額(15年度は95億円、16年度は23億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、 平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

#### (11) 収支残

平成 17 年度の収支残は、簿価ベースで、厚生年金 9,672 億円の黒字、国共済 546 億円の黒字、地共済 7,464 億円の黒字、私学共済 1,078 億円の黒字、国民年金 1,071 億円の赤字となっている (図表 2-1-14)。また、時価ベースでは、厚生年金 8 兆 3,267 億円の黒字、国共済 3,126 億円の黒字、地共済 2 兆 8,491 億円の黒字、私学共済 1,651 億円の黒字、国民年金 4,023 億円の黒字であった。

ここで、厚生年金及び国民年金では、当年度の支出を支障なく行うという事業運営の観点から、平成17年度より新たに「積立金より受入」(平成17年度は厚生年金が6兆2,497億円、国民年金が4,539億円)が収入項目となっており、収支残の額は事業運営の結果を示すもので、そのまま積立金の増減になるとは限らないことに留意が必要である。

年金財政の観点から財政状況をみるには、単年度収支残で評価するのが適当であり、平成17年度の単年度収支残は、厚生年金が簿価ベースで5兆2,825億円の赤字、時価ベースで2兆770億円の黒字、国民年金が簿価ベースで5,609億円の赤字、時価ベースで515億円の赤字となっている(図表2-1-3)。ただし、前述のように、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営の下では、仮に単年度収支が赤字になった場合であっても、それがただちに財政状況の悪化を示すものではなく、平成16年財政再計算において改正内容を織り込んであらかじめ見込まれていた状況との比較や乖離分析を通して適切に評価する必要がある。

また、厚生年金の収入には、解散厚生年金基金等徴収金(3 兆 4,568 億円)が含まれているが、これは厚生年金基金の代行返上による移換金であり、将来にわたる給付義務を伴う一時的な収入である。一方、厚生年金及び国民年金の支出には、財政融資資金繰上償還等資金財源(厚生年金 4 兆 841 億円、国民年金 2,632 億円)といった将来にわたる収入を伴う一時的な支出が含まれており、収支状況をみる際には留意する必要がある。

図表 2-1-14 収支残の推移

年度	厚生	年金 旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金 勘定)
平成	億円	億円	億円	億円	億円	<b>億</b> 円
7	72, 760	806	3, 101	16, 782	1, 446	6, 790
8	66, 381	559	3, 089	16, 816	1, 342	9, 444
9	72, 910	500	3, 160	17, 234	1, 332	6, 151
10	50, 801	225	2, 395	14, 900	1, 207	4,871
11	39, 482	118	1,852	14, 987	1, 121	4, 952
12	20, 779	34	2, 762	9, 160	852	3, 527
13	5, 067	△ 367	549	7, 760	677	1, 184
	[△ 6,999]		[△ 157]			[167]
14	3, 007		247	5, 391	568	△ 485
	[ $\triangle$ 25, 333]		[△ 84]		[△ 189]	$[\triangle 2,753]$
15	$\triangle$ 3, 379		191	3,639	434	△ 500
	[37, 968]		[1, 189]	[13, 885]	[617]	[2, 459]
16	2, 359		96	2, 322	301	$\triangle$ 1,707
	[23, 167]		[389]	[8, 266]	[836]	[△ 96]
17	9,672		546	7, 464	1,078	△ 1,071
	[83, 267]		[3, 126]	[28, 491]	[1,651]	[4, 023]

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金・国民年金の平成17年度は、収入に「積立金より受入」が計上されており、収支残もそのベースで算出されている。

注3 「]内け 時価ベースである

注4 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金 運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の 厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っ ている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの収支残は、年度末積立金の評価損益の増減分等を加減して算出した参考値である。なお、国共済の時価ベースの収支残は、平成10年度が 2,243億円、平成11年度が 2,369 億円、平成12年度が 1,975億円である。

#### (12) 積立金

平成17年度末の積立金は、簿価ベースで、厚生年金132兆4,020億円、国共済8兆7,580億円、地共済38兆8,082億円、私学共済3兆3,180億円、国民年金勘定9兆1,514億円、基礎年金勘定7,246億円であり、総額で193兆1,622億円となっている(図表2-1-15)。なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。また、基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであり、毎年度同額が計上されている。

積立金の推移を簿価ベースでみると、各制度とも対前年度増減率が総じて鈍化してきていたが、平成17年度は、私学共済が3.4%増、地共済が2.0%増と伸びが大きかった一方で、厚生年金と国民年金勘定ではそれぞれ3.8%減、5.6%減となった。これらは、平成17年度の単年度収支残の結果を反映したものである(図表2-1-3)。

一方、時価ベースでみると、平成 17 年度末の積立金は、厚生年金 140 兆 3, 465 億円、国共済 9 兆 1,690 億円、地共済 41 兆 5,154 億円、私学共済 3 兆 4,730 億円、国民年金勘定 9 兆 6,766 億円となっている。地共済が 7.4%増、私学共済が 5.0%増、国共済が 3.5%増と平成 16 年度までに比べ大きく増えたほか、簿価ベースでは減少した厚生年金でも 1.5%の増加となっている。また、公的年金制度全体では、平成 17 年度末に初めて 200 兆円を超え、204 兆 9,051 億円となった。

図表 2-1-15 積立金の推移

F # +	厚	7生年金		<b>三 11. 本</b>	lile II. Sabe	工业业	被用者年金	国民	年金	公的年金
年度末		旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	制度計	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9	1,257,56	60	19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10	1,308,4	46	19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11	1,347,98	88	20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12	1,368,80	04	20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13	1,373,93 [1,345,9		19,746	86,500 [87,070]	369,267	30,800	1,880,246	99,490 [97,348]	7,246	1,986,982
14	1,377,02 [1,320,7			86,747 [86,986]	374,658 [365,720]	31,368 [31,625]	1,869,796 [1,805,048]	99,108 [94,698]	7,246	1,976,150 [1,906,992]
15	1,374,11 [1,359,1			86,938 [88,175]	378,297 [379,605]	31,802 [32,242]	1,871,147 [1,859,173]	98,612 [97,160]	7,246	1,977,004 [1,963,580]
16	1,376,6 [1,382,4			87,034 [88,564]	380,619 [386,664]	32,102 [33,079]	1,876,374 [1,890,775]	96,991 [97,151]	7,246	1,980,611 [1,995,171]
17	1,324,02 [1,403,4			87,580 [91,690]	388,082 [415,154]	33,180 [34,730]	1,832,862 [1,945,039]	91,514 [96,766]	7,246	1,931,622 [2,049,051]
対前年	<b>生</b> 度増減率(%)									
8	5.9	6.5	3.0	4.2	5.8	5.5	5.8	12.9	0.0	6.1
9	6.2		2.6	4.2	5.6	5.2	4.3	7.9	0.0	4.4
10	4.0		1.1	3.0	4.6	4.5	4.1	5.8	0.0	4.1
11	3.0		0.6	2.3	4.4	4.0	3.2	5.6	0.0	3.3
12 13	1.5 0.4		$\begin{array}{c} 0.2 \\ \triangle 1.8 \end{array}$	3.3 0.6	2.6 2.1	2.9 2.2	1.8 0.7	3.8 1.3	0.0 0.0	1.9 0.8
13	0.4	į	△ 1.0	0.3	1.5	1.8	0.7 △ 0.6	$\triangle 0.4$	0.0	0.8 △ 0.5
11	[\(\triangle 1.9\)]			[ $\triangle$ 0.1]	1.0	1.0	△ 0.0	$[\triangle 2.7]$	0.0	△ 0.0
15	$\triangle$ 0.2 [2.9]			0.2 [1.4]	1.0 [3.8]	1.4 [2.0]	0.1 [3.0]	$\triangle 0.5$ [2.6]	0.0	0.0 [3.0]
16	0.2 [1.7]			0.1 [0.4]	0.6 [1.9]	0.9 [2.6]	0.3 [1.7]	$\triangle$ 1.6 $[\triangle$ 0.0]	0.0	0.2 [1.6]
17	$\triangle 3.8$ [1.5]			0.6 [3.5]	2.0 [7.4]	3.4 [5.0]	$\triangle$ 2.3 [2.9]	$\triangle$ 5.6 [ $\triangle$ 0.4]	0.0	

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済の時価ベースの積立金は、平成10年度末が82,883億円、平成11年度末が85,252億円、平成12年度末が87,227億円である。

注5 旧農林年金から厚生年金へ、平成14年度に1.58兆円、平成15年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15年度に3.50兆円、 平成16年度に5.39兆円、平成17年度に3.46兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

平成 17 年度末の各制度の積立金の資産構成は、図表 2-1-16 に示したとおりとなっている。厚生年金、国民年金、国共済では預託金が 4 割~5 割となっている一方で、地共済では金銭信託が 5 割強、私学共済では有価証券が 5 割を占めており、資産構成は制度により違いが見られる。

	2-1-16 各制	厚生年金	国民年金			国共	 <u>-</u>
	区 分	時価ベース	時価ベース		区 分	簿価ベース	時価ベース
		%	%			%	%
預託金		38.2	39.7	流動資産	E E	3.4	3.2
1月 元 立	<u> </u>	36.2	39.1	現金	·預金	1.8	1.7
市場運用	$\triangle$	41.8	38.7	未収	収益·未収金等	1.6	1.5
印物建用	<i>স</i>			固定資産	<u> </u>	97.0	97.2
	〈市場運用分計 <sup>注2</sup> 〉	⟨ 100	).00 >	預託	金	53.7	51.3
		(722	,176)	有価	証券等	33.7	36.7
	国内債券	⟨ 48	8.36 >	包	括信託	33.7	36.7
	国内株式	⟨ 26	6.28 >		(委託運用)	12.9	16.3
	外国債券	⟨ 10	0.46 >		国内債券	2.5	2.4
	外国株式	⟨ 14	1.90 〉		国内株式	4.0	6.1
	短期資産	< (	0.00 >		外国債券	0.9	0.8
					外国株式	5.5	7.0
財投債	<u> </u>	20.0	21.6		(自家運用)	20.8	20.4
別权順		20.0	21.0		国内債券	20.8	20.4
承继次产	の累積利差損	_	_				
<b>丹</b>    八	V/糸傾利左頂	( △ 25,453 )	( △ 1,840 )	不動	産	2.3	2.2
	承継資産の損益	100.0	100.0	貸付	金	7.3	7.0
年度末積	を含まない場合	(1,428,918)	(98,607)	流動負債	<b>音</b> 等	△ 0.4	△ 0.4
十尺不惧	<sup>立立</sup> 承継資産の損益	_	_	年度末積	<b>事</b>	100.0	100.0
	を含む場合	(1,403,465)	(96,766)	十尺不恒	17.77	(87,580)	(91,690)
		<del>                                    </del>	<b>共済</b>			私学	<b></b> +: · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	区 分	簿価ベース	時価ベース		区 分	簿価ベース	時価ベース
		%	%			%	%
流動資産		7.9	7.4	流動資産	ş	7.0	6.7

	区 分	地非	<b>共済</b>	
		簿価ベース	時価ベース	
		%	%	
流動資	産	7.9	7.4	
現	金•預金	5.6	5.2	
未	収収益·未収金等	2.4	2.2	
固定資	産	92.1	92.6	
預	託金	1.0	1.0	
有	価証券等	80.8	82.0	
	金銭信託	53.8	56.6	
	有価証券	25.2	23.7	
	国内債券	15.1	14.4	
	国内株式	0.0	0.0	
	外国債券	8.2	7.4	
	外国株式	_	_	
	証券投資信託	0.2	0.2	
	有価証券信託	1.7	1.6	
	生命保険等	1.8	1.7	
不	動産	0.9	0.8	
貸	付金	9.4	8.8	
流動負	<b>债</b> 等	0.0	0.0	
年度末	待立众	100.0	100.0	
十及不	1月 立 亚	(388,082)	(415,154)	

E /\	私学	共済
区 分	簿価ベース	時価ベース
	%	%
流動資産	7.0	6.7
現金•預金	4.2	4.0
未収収益·未収金等	2.8	2.7
固定資産	93.1	93.4
預託金	_	_
有価証券等	73.6	74.8
包括信託	21.9	24.5
有価証券	51.7	50.2
国内債券	27.0	25.3
国内株式	_	_
外国債券	_	_
外国株式	_	_
証券投資信託	0.0	0.0
有価証券信託	24.6	24.9
生命保険等	0.0	0.0
不動産	3.4	3.3
貸付金	16.1	15.3
流動負債等	△ 0.02	△ 0.02
年度末積立金	100.0	100.0
十尺不恨立立	(33,180)	(34,730)

注1 厚生年金、国民年金の「預託金」「市場運用分」「財投債」の構成割合は、承継資産の損益を含まない場合の年度末積立金を100%としている。

注2 厚生年金、国民年金の市場運用は、年金資金運用基金において厚生年金分、国民年金分、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産) を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

注3 ()内は実額(単位:億円)である。

#### 《参考》「時価ベース」について

年金数理部会では、平成14年度財政状況報告より、新たに、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値(「時価ベース」)の報告を受けている。

平成14年度末以降の積立金については、すべての制度で時価ベースの値が算出されているが、各制度の時価評価の方法は図表2-1-17に示したとおりである。制度によって、細かな点で若干の違いはみられるものの、評価方法は概ねそろっているものと考えてよい。

なお、厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものであり、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている<sup>注</sup>。

注 厚生年金と国民年金の積立金は、平成13年度から、厚生労働大臣が年金資金運用基金に寄託し、同基金により市場運用されることとなった(寄託金の使途には、市場運用のほか、財投債の引受けもある。)。同基金は、旧年金福祉事業団が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用事業に係る資産も継承しており、寄託された積立金の市場運用部分と合同して、同様の方法で市場運用している。承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く積立金の運用実績と捉えた。寄託された資金と承継資産は時価評価される。なお、12年度までは、積立金は全額が旧大蔵省資金運用部(現財務省財政融資資金)に預託され(預託期間は原則7年)、運用収入は全額が預託金利子収入であった。13年度以降は、既に旧資金運用部に預託されていた分は預託の満期償還が完了するまでの間(平成20年度まで)、預託が経過的に継続されることになっている。

図表 2-1-17 時価評価の方法 (平成 17 年度末における評価方法)

厚生年金・国民年金	<ul><li>○ 市場運用分の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については年度末の市場価格(運用手数料控除後)、財投債については簿価(償却原価法)</li></ul>
国共済	○ 包括信託については年度末の市場価格、それ以外につ いては簿価
地共済	<ul><li>○ 原則として、金銭信託、国内債券、外国債券、国内株式、証券投資信託、有価証券信託、生命保険等については、年度末の市場価格不動産、貸付金については、簿価</li></ul>
私学共済	<ul><li>○ 包括信託、国内債券、有価証券信託については年度末の実勢価格、証券投資信託、生命保険等、不動産、貸付金については簿価</li></ul>

## (13) 基礎年金制度の実績(確定値ベース)

基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの(以下「保険料・拠出金算定対象額」という。)を、各制度が頭割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

基礎年金交付金と基礎年金拠出金の動向を確定値ベース<sup>注</sup>でみたものが、図表 2-1-18 及び図表 2-1-19 である。

注 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースの額とは、当該年度における保険料・拠出金 算定対象額などの実績の値(確定値)を用いて算出した額のことである。なお、基礎年金制度で は、当該年度における保険料・拠出金算定対象額などの見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、 基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額 が翌々年度に精算される仕組みとなっており、前述の決算ベースの額は、この概算額と精算額の 合計になっている。

図表 2-1-18 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	j	厚生年金 旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,4	51	587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,8	304	577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,7	50	562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,2	34	547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,0	59	527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638		1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110	
15	21,428		1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862	
16	20,1	45		1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,9	23		1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
対前年	度増減率(	%)							
8	$\triangle$ 2.3	3.0	△ 1.7	0.9	$\triangle$ 0.9	$\triangle$ 3.4	△ 1.6	△ 3.8	$\triangle 2.6$
9	4.2	$\langle\!\langle \triangle 4.9 \rangle\!\rangle$	△ 3.0	$\triangle$ 0.1	$\triangle$ 1.5	$\triangle$ 3.9	$\triangle$ 3.0	$\triangle$ 4.3	$\triangle$ 3.6
10	$\triangle$ 2.4		△ 1.6	$\triangle$ 0.3	$\triangle$ 0.9	$\triangle$ 3.8	$\triangle$ 3.2	△ 3.1	△ 3.1
11	$\triangle$ 4.1		$\triangle 2.5$	$\triangle$ 2.3	$\triangle$ 2.3	$\triangle$ 4.6	$\triangle 3.7$	$\triangle$ 4.2	$\triangle 3.9$
12	$\triangle$ 2.1		$\triangle 2.7$	$\triangle 2.4$	$\triangle$ 3.9	$\triangle$ 5.5	$\triangle 2.4$	$\triangle$ 5.0	$\triangle$ 3.6
13	$\triangle$ 4.8		△ 3.7	$\triangle$ 3.5	$\triangle$ 4.6	$\triangle$ 5.0	$\triangle 4.7$	$\triangle$ 5.2	$\triangle 4.9$
14	△ 1.8	《△	4.0》	$\triangle 3.9$	$\triangle$ 4.1	$\triangle 4.2$	$\triangle 3.7$	$\triangle$ 5.5	$\triangle 4.5$
15	$\triangle$ 5.3			$\triangle$ 5.2	$\triangle$ 6.9	$\triangle$ 6.3	$\triangle$ 5.9	$\triangle$ 6.7	$\triangle$ 6.2
16	$\triangle$ 6.0			$\triangle$ 5.2	$\triangle$ 6.4	$\triangle$ 6.1	$\triangle$ 6.0	$\triangle$ 6.6	$\triangle$ 6.3
17	△ 6.1			$\triangle$ 5.3	$\triangle$ 5.5	$\triangle$ 6.3	$\triangle$ 5.9	$\triangle$ 6.9	$\triangle$ 6.3

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

基礎年金交付金(確定値ベース)の推移をみると、平成8年度以降は各制度とも ほぼコンスタントに減少を続けている。基礎年金交付金は、旧法年金に係る基礎年 金相当給付費(みなし基礎年金給付費)に充てられるもので、旧法年金の受給権者 の新規発生は限られていることから、今後減少を続けていくものと思われる。

一方、基礎年金拠出金(確定値ベース)については、各制度とも増加を続けてい る。この増加傾向は、基礎年金給付費が大幅な増加を続け、保険料・拠出金算定対 象額が増加していることを反映したものである。平成17年度の対前年度増加率をみ ると、厚生年金が 4.4%増、国共済が 2.5%増、地共済が 2.0%増、私学共済が 4.8% 増であるのに対し、国民年金は 0.3%増と小さい伸び率となっている。これは、平 成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたことにより、17年度 の拠出金算定対象者数(第3号被保険者分)が増加したことから、国民年金の分担 が相対的に小さくなったことが影響していると考えられる。

図表 2-1-19 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

	J.	厚生年金	:		1:1. II \da	~! W II \	被用者年金	国民年金	公的年金
年度		旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	制度計	(国民年金勘定)	制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,6	69	1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,9	91	1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,0	02	1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,6	33	1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,5	75	1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730		3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653	
15	106,850		4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692	
16	110,314		4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044	
17	115,2	207		4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
対前年	度増減率(%	%)							
8	5.8	4.3	4.3	5.0	5.1	5.7	5.7	5.9	5.7
9	7.8	$\langle\!\langle 5.9 \rangle\!\rangle$	2.9	5.5	5.3	5.9	6.1	2.4	5.3
10	6.7		5.2	6.7	6.9	7.8	6.4	5.8	6.3
11	4.7		4.6	5.9	5.6	6.4	4.9	7.4	5.4
12	5.2		4.5	7.2	4.6	6.5	5.2	4.1	5.0
13	4.2		3.1	4.2	3.9	5.3	4.2	4.9	4.3
14	5.3	≪3.	8》	5.3	5.4	7.1	4.3	5.3	4.5
15	4.0			2.4	2.5	4.8	3.6	2.4	3.4
16	3.2			2.0	1.6	4.3	3.1	1.8	2.8
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負

担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。 注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、 平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、 図表 2-1-20 基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

○確	定値ベース											
	基礎年金給				基礎年金技	拠出金算定	三対象者数	Ţ				
年度	を受ける 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額	特別国庫 負担額	保険料・拠 出金算定対 象額	基礎年金 拠出金 単価	合計	厚生年金		日農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	1	2	1)-2	(①-②)/3/12	3							
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109, 779	4, 914	104, 865	14, 111	61, 928	41, 259	731	640	1, 571	4, 385	481	12,860
8	115, 772	4, 907	110, 865	14, 972	61, 709	41, 149	719	630	1, 554	4, 341	480	12,836
9	121, 639	4,889	116, 751	15, 765	61, 713	42,	232	615	1, 557	4, 343	482	12, 485
10	129, 066	4, 942	124, 124	16, 988	60, 887	41,	691	600	1,542	4, 310	483	12, 261
11	135, 656	4,869	130, 787	18, 024	60, 469	41,	149	592	1, 539	4, 291	484	12, 413
12	142, 140	4,833	137, 307	19, 149	59, 753	40,	747	582	1, 553	4, 224	485	12, 162
13	148, 173	4, 918	143, 255	20, 149	59, 249	40,	356	571	1,538	4, 172	486	12, 126
14	154, 563	4,910	149, 653	21, 450	58, 142	40,	006	(565)	1,521	4, 132	489	11, 994
15	159, 559	4,868	154, 692	22, 239	57, 965	40,	038		1,502	4,086	494	11,845
16	163, 886	4,842	159, 044	22, 924	57, 816	40,	102		1, 486	4,026	500	11, 702
17	169, 246	4,830	164, 416	22, 986	59,606	41,	766		1, 519	4, 097	523	11, 701
対前	年度増減率	(%)										
8	5. 5	△ 0.1	5. 7	6. 1	△ 0.4	△ 0.3	$\triangle$ 1.7	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.2
9	5. 1	△ 0.4	5. 3	5. 3	0.0	2.6	$\langle\!\langle 0.9 \rangle\!\rangle$	△ 2.3	0.2	0.0	0.5	$\triangle$ 2.7
10	6. 1	1.1	6.3	7.8	△ 1.3	△ 1.3		△ 2.4	△ 0.9	△ 0.8	0.1	△ 1.8
11	5. 1	$\triangle$ 1.5	5. 4	6. 1	△ 0.7	△ 1.3		△ 1.4	△ 0.2	$\triangle$ 0.4	0.3	1.2
12	4.8	△ 0.7	5. 0	6.2	△ 1.2	△ 1.0		△ 1.7	0.9	$\triangle$ 1.6	0.3	$\triangle$ 2.0
13	4. 2	1.8	4. 3	5. 2	△ 0.8	△ 1.0		△ 2.0	△ 1.0	$\triangle$ 1.2	0.1	$\triangle$ 0.3
14	4.3	△ 0.2	4. 5	6.5	△ 1.9	△ 0.9	$\langle\!\langle \triangle \rangle\!\rangle$	2.3》	△ 1.1	△ 1.0	0.6	$\triangle$ 1.1
15	3. 2	△ 0.9	3. 4	3. 7	△ 0.3	0.1			△ 1.2	△ 1.1	1.1	$\triangle$ 1.2
16	2.7	△ 0.5	2.8	3. 1	△ 0.3	0.2			△ 1.1	△ 1.5	1.2	$\triangle$ 1.2
17	3. 3	△ 0.2	3. 4	0.3	3. 1	4. 2			2. 2	1.8	4. 5	△ 0.0

/r: nhs		処出金算定	三対象者数	の構成比				
年度		厚生年金	旧三共済	日農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.00	66. 62	1. 18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
8	100.00	66. 68	1. 17	1. 02	2. 52	7.04	0.78	20.80
9	100.00	68.	43	1.00	2.52	7.04	0.78	20. 23
10	100.00	68.	47	0. 99	2.53	7.08	0.79	20. 14
11	100.00	68.	05	0. 98	2.55	7. 10	0.80	20. 53
12	100.00	68.	19	0. 97	2.60	7.07	0.81	20.35
13	100.00	68.	11	0. 96	2.60	7.04	0.82	20.47
14	100.00	68.	81		2.62	7. 11	0.84	20.63
15	100.00	69.	07		2.59	7.05	0.85	20. 43
16	100.00	69.	36		2.57	6.96	0.87	20. 24
17	100.00	70.	07		2. 55	6.87	0.88	19. 63

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。 注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分含めた場合の率である。

注3 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。

注4 平成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられた。

図表 2-1-20 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計、特別国庫負担額、 保険料・拠出金算定対象額、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の推移を確定値 ベースでみたものである。これによると、保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加 しており、平成 17 年度は対前年度 3.4%増であった。

保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分(=当該制度の基礎年金拠出金)は、 基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額である。基礎年金拠出金算定対象者数と は、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第2号被保険者(20歳以上60歳未 満の者に限る。)と第3号被保険者の人数、国民年金の場合は第1号被保険者数(任 意加入を含む。保険料納付者に限る。)のことである。

基礎年金拠出金算定対象者数は制度全体で減少を続けていたが、平成17年度は対前年度3.1%の増加となった。これには、平成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられ、これにより、17年度の拠出金算定対象者数が1,472千人増加したことが大きく寄与している。基礎年金拠出金算定対象者数の推移を制度別にみると、平成16年度までは、総じて減少傾向にある中で、私学共済で若干ながら増加し、厚生年金でも近年微増しているという状況にあったが、17年度には、被保険者数が増えた私学共済、厚生年金に加え、国共済、地共済でも増加している。

また、平成17年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳を確定値ベースでみたものが、図表2-1-21である。平成17年度の基礎年金拠出金算定対象者数5,961万人のうち、第1号被保険者<sup>注</sup>が1,170万人、第2号被保険者<sup>注</sup>が3,552万人、第3号被保険者が1,239万人となっており、第2号被保険者数に対する第3号被保険者数の比率を制度別にみると、厚生年金で0.35、国共済で0.45、地共済で0.35、私学共済で0.29となっており、国共済で高く私学共済で低い状況にある。なお、この平成17年度の数値には、第3号被保険者の特例届出措置の影響が含まれているため、参考までに16年度の状況をみておくと、第2号被保険者数に対する第3号被保険者数の比率は、厚生年金で0.31、国共済で0.41、地共済で0.31、私学共済で0.25、全体で0.31となっており、各制度とも0.04程度低くなっている。

注 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳としての人数であり、第1号被保険者は保険料納付者に、 第2号被保険者は20歳以上60歳未満の者に限られている。

図表 2-1-21 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 -平成 17 年度 確定値ベース-

区分	区分		国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象	者数	千人 41,766	千人 1,519	千人 4,097	千人 523	千人 11,701	千人 59,606
第1号 第2号 第3号	① ② ③	31,031 10,735	1,049 471	3,035 1,062	406 117	11,701	11,701 35,521 12,385
第2号に対する 第3号の比率	3/2	0.35	0.45	0.35	0.29		0.35

注 平成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられた。

# (参考) 平成16年度 確定値ベース

区分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象	者数	千人 40,102	千人 1,486	千人 4,026	千人 500	千人 11,702	千人 57,816
第1号 第2号 第3号	① ② ③	30,596 9,506	1,054 432	3,072 954	399 101	11,702	11,702 35,120 10,993
第2号に対する 第3号の比率	3/2	0.31	0.41	0.31	0.25		0.31

### 2 被保険者の現状及び推移

# (1) 被保険者数 -厚生年金、私学共済で増加-

平成 17 年度末の被保険者数は、被用者年金では厚生年金が 3,302 万人、国共済 108 万人、地共済 307 万人、私学共済 45 万人、公的年金制度全体では 7,045 万人で あった (図表 2-2-1)。被用者年金では厚生年金が全体の 88%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)2,190万人、国民年金第3号被保険者1,092万人、被用者年金制度の被保険者3,762万人である。

図表 2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生4	年金		国共済	地共済	私学共済	被用者年金	公的年金	国民	年金
1 2/1		旧三共済	旧農林年金		207701	12 1 2 1 1 1	制度計	制度全体	第1号	第3号
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,46	68	490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,98	57	482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,48	81	475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,19	92	467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,57	76	459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,14	44		1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,12	21		1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
16	32,49	91		1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993
17	33,02	22		1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
対前年	度増減率(%	6)								
8	0.6	$\triangle$ 0.8	$\triangle 1.5$	△ 0.1	$\triangle 0.1$	0.3	0.5	0.3	1.3	$\triangle 1.5$
9	1.4	$\langle\!\langle 0.0 \rangle\!\rangle$	$\triangle 2.3$	$\triangle$ 0.2	$\triangle 0.3$	0.1	$\triangle$ 0.0	0.2	1.2	$\triangle 0.6$
10	$\triangle 1.5$		$\triangle 1.6$	$\triangle 1.0$	$\triangle 0.6$	0.4	$\triangle 1.4$	0.2	4.3	$\triangle 1.1$
11	$\triangle 1.4$		$\triangle 1.5$	$\triangle$ 0.4	$\triangle 0.5$	0.2	$\triangle 1.3$	0.2	3.7	$\triangle 1.1$
12	$\triangle 0.9$		$\triangle 1.6$	1.2	$\triangle 1.5$	0.5	$\triangle 0.9$	$\triangle 0.2$	1.7	$\triangle 1.3$
13	$\triangle 1.9$		$\triangle 1.8$	$\triangle$ 0.8	$\triangle 1.0$	0.6	$\triangle$ 1.8	$\triangle 0.5$	2.5	$\triangle 1.7$
14	1.8	$\langle\!\langle 0.$	3》	$\triangle 0.7$	$\triangle 0.8$	5.0	0.3	0.4	1.3	$\triangle 0.9$
15	$\triangle 0.1$			$\triangle 1.0$	$\triangle 0.9$	1.3	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.2$	0.1	$\triangle 1.3$
16	1.2			$\triangle 0.5$	$\triangle 1.3$	1.6	0.9	0.0	$\triangle 1.0$	$\triangle 0.9$
17	1.6			△ 0.4	△ 1.3	1.5	1.3	0.2	△ 1.2	△ 0.6

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

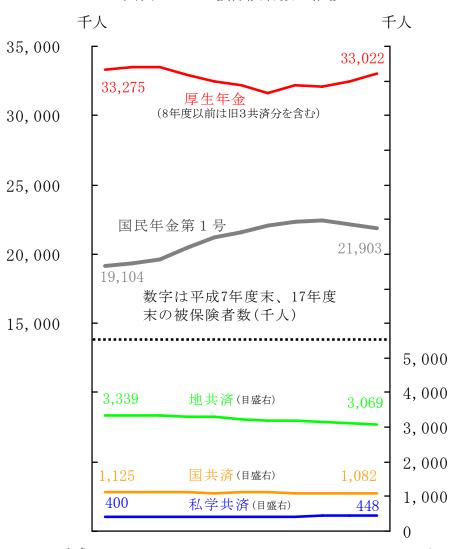
被保険者数の推移をみると(図表 2-2-1、図表 2-2-2)、平成 17 年度は、厚生年金で 1.6%、私学共済で 1.5%の増加となっており、被用者年金制度計で 1.3%の増加となった。一方で、国民年金の第 1 号被保険者は 1.2%減少し、公的年金制度全体では 0.2%の増加であった。平成 16 年度にひき続き、経済状況が回復する中で、被用者年金制度の被保険者数が増加した状況がうかがわれる。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

平成7年度以降の被保険者数の動向をみると、厚生年金は、平成9年度をピークに減少傾向を示していたが、平成14年度には農林年金の統合と被保険者の適用拡大(被保険者の資格の年齢上限を65歳未満から70歳未満へ引上げ注)の影響で増加したほか、平成16、17年度も前述のとおり経済状況の回復などにより増加している。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成14年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けていたが、平成16年度以降は減少している。

注 国共済及び地共済は、従来より被保険者資格に年齢上限はない。



図表 2-2-2 被保険者数の推移

平成 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 年度

## (2) 年齢-被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い-

被保険者の平均年齢を平成 17 年度末でみると (図表 2-2-3)、被用者年金では地 共済が最も高く 43.3 歳、次いで厚生年金 41.6 歳、私学共済 40.9 歳、国共済 39.8 歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は 40.0 歳となって いる。

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民	年金
四月	子工十亚	四六仍	地大仍	松子光併	第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41. 6	39.8	43. 3	40.9	40.0	43. 1
男性	42. 4	40.5	44. 2	46. 5	39. 0	48.0
女性	39. 8	36. 7	41.8	35. 7	41.0	43.0
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.7	1.6	0.1	0.0	_	_
20~24歳	7.5	6.8	2.8	11.4	20.0	1.5
25~29歳	13.5	11.4	8.9	15. 5	11.0	7.0
30~34歳	14.8	16. 2	12.7	12. 3	10.5	15.6
35~39歳	12.6	14.6	12.4	10.3	9.6	17. 2
40~44歳	11.3	13.9	13.6	10.3	8.4	15. 5
45~49歳	10.4	12.7	15.6	10. 1	8.3	13. 7
50~54歳	10.6	11.4	16.9	9.6	11.4	14.8
55~59歳	12. 1	9.4	15. 2	10.4	19.3	14. 5
60~64歳	4.9	1.8	1.7	6. 7	1.2	_
65歳以上	1.8	0.2	0. 1	3. 4	0. 1	_

図表 2-2-3 被保険者の年齢 -平成17年度末-

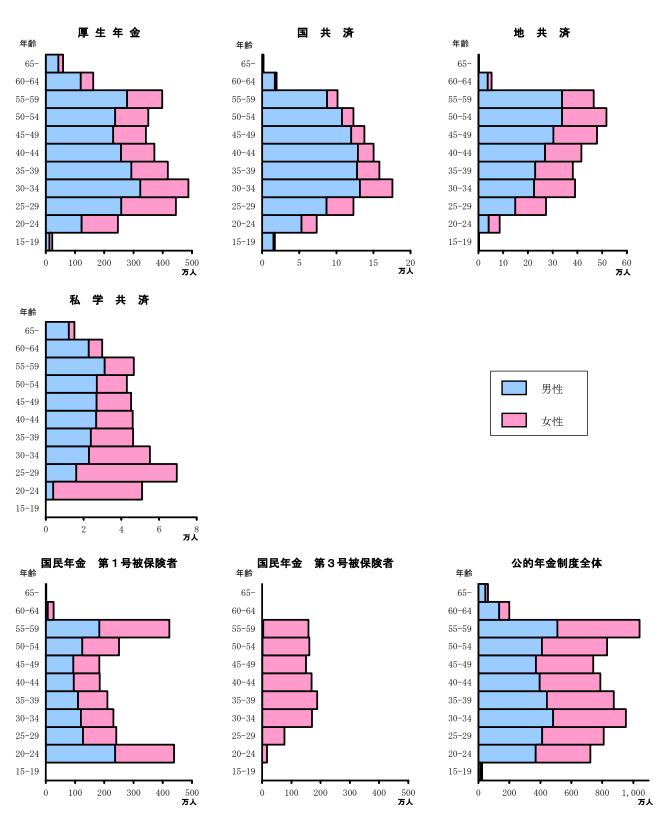
平成 17 年度末における被保険者の年齢分布をみると(図表 2-2-3、2-2-4)、地共済の分布は、 $45\sim49$  歳、 $50\sim54$  歳の割合がそれぞれ 15.6%、16.9%と他制度に比べて高く、54 歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、 $30\sim34$  歳(14.8%)と  $55\sim59$  歳(12.1%)に 2つの山があり、国共済は  $30\sim34$  歳(16.2%)で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、 $25\sim29$  歳で 15.5%と前後の年齢層に比べ突出している他、65 歳以上が 3.4%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20~24歳が最も多く20.0%、次いで55~59歳の19.3%となっている一方で、35~49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 -平成 17 年度末-



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

平均年齢の推移をみると(図表 2-2-5、2-2-6)、被用者年金は各制度とも上昇を続けてきたが、平成17年度には国共済と地共済で若干低下している。厚生年金と私学共済では、平成14年度に、65歳未満から70歳未満への被保険者の適用拡大等の影響で大幅に上昇したが、15年度以降は従来程度の伸びに戻っている。私学共済は、被用者年金の中で男性の平均年齢が最も高く、女性の平均年齢が最も低いという特徴をもつが、適用拡大があった平成14年度に特に男性で大きく上昇したのが目立っている。一方、国民年金の第1号被保険者の平均年齢は、低下傾向の後、近年は横ばいとなっていたが、平成17年度には0.3歳上昇した。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

#### ○男女計

年度末	厚生年令	厚生年金		lila II. Nebe	4124117字	国民	年金
	旧》	農林年金	国共済	地共済	私学共済	第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	38.5	41.5	38.9	40.8	41.4
8	40.0	40.0	38.6	41.2	39.0	40.7	42.0
9	40.2	40.3	38.7	41.6	39.1	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.0	41.9	39.3	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.3	42.2	39.5	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.4	42.3	39.6	39.7	42.5
13	40.7	41.3	39.5	42.7	39.7	39.6	42.6
14	41.3		39.7	42.9	40.8	39.7	42.6
15	41.4		39.9	43.0	40.8	39.6	42.7
16	41.5		40.0	43.4	40.8	39.7	42.8
17	41.6		39.8	43.3	40.9	40.0	43.1

#### ○男性

年度末	厚生	年金	国共済	地共済	私学共済	国民	年金
		旧農林年金	国共伊	地共併	似于共併	第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.0	42.3	44.2	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.1	42.1	44.4	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.2	42.4	44.5	39.1	48.3
10	41.2	41.9	39.5	42.8	44.7	38.9	49.1
11	41.3	42.2	39.8	43.1	44.9	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.0	43.2	45.1	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.1	43.5	45.2	38.5	48.7
14	42.1		40.2	43.8	46.6	38.7	47.4
15	42.2		40.5	43.9	46.6	38.5	47.0
16	42.3		40.7	44.4	46.6	38.7	48.5
17	42.4		40.5	44.2	46.5	39.0	48.0

#### ○女性

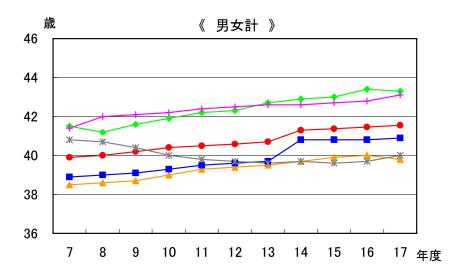
年度末	厚生生	F金	国共済	地共済	私学共済	国民	年金
	[]	日農林年金	国共併	地共併	松子共併	第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.3	39.9	33.9	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.4	39.6	34.0	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.4	40.1	34.2	41.5	42.1
10	38.8	38.5	36.6	40.3	34.3	41.2	42.2
11	38.9	38.8	36.6	40.6	34.5	40.9	42.3
12	39.0	39.2	36.9	40.9	34.7	40.8	42.4
13	39.0	39.4	36.9	41.1	34.9	40.7	42.5
14	39.6		36.9	41.4	35.4	40.7	42.6
15	39.6		36.9	41.5	35.5	40.7	42.6
16	39.7		36.9	41.7	35.6	40.7	42.8
17	39.8		36.7	41.8	35.7	41.0	43.0

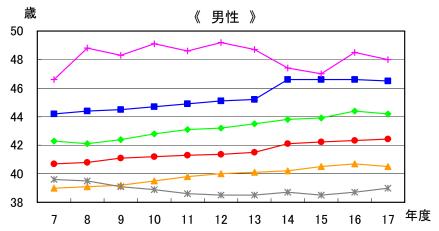
注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

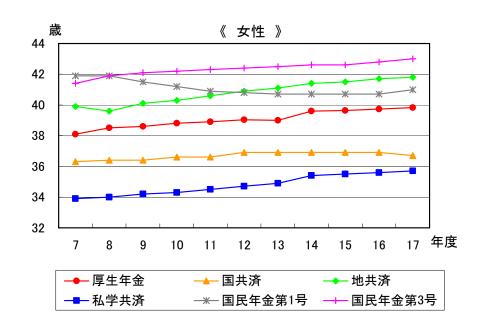
注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-6 被保険者の平均年齢の推移







# (3) 男女構成 -女性割合の多い私学共済、少ない国共済-

被保険者に占める女性の割合を平成17年度末でみると(図表2-2-7)、被用者年金では私学共済が52.3%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ36.8%、34.2%で3割強、国共済は最も低く18.8%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.7%である。

豆八	同出年入	日北汝	TP	毛净共效	公的年金	国民	年金
区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	制度全体	第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	33, 022	1,082	3,069	448	70, 447	21, 903	10, 922
男性	21, 740	878	1, 940	214	35, 877	11,010	96
女性	11, 282	204	1, 130	234	34, 570	10, 893	10, 827
女性	%	%	%	%	%	%	%
割合	34. 2	18.8	36.8	52. 3	49. 1	49.7	99. 1

図表 2-2-7 男女別被保険者数 -平成 17 年度末-

女性割合の推移をみると(図表 2-2-8)、国民年金で毎年少しずつ減少してきている一方で、被用者年金では各制度とも微増傾向にある。私学共済では平成 14 年度に一時的に 1.2 ポイントの減少となっているが、これは、被保険者の適用拡大等の影響で男性を中心に被保険者数が増加した結果と考えられる。

図表 2-2-8	被保険者の女性割合の推移	
$\triangle 1 \times 1 $	- 19X 1人19C1日 Vノ 久 1 エ 〒1	

年度末	厚生	年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金	国民	年金
十及木		旧農林年金	国共併	地共併	似于共仍	制度全体	第1号	第3号
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	33.2	38.4	16.9	35.4	51.9	49.6	51.7	99.7
8	33.2	38.4	17.1	35.6	52.1	49.5	51.6	99.7
9	32.9	38.3	17.2	35.8	52.2	49.4	51.5	99.7
10	32.9	38.4	17.4	36.0	52.4	49.4	51.2	99.6
11	32.9	38.4	17.5	36.1	52.6	49.4	50.9	99.6
12	33.0	38.4	17.7	36.3	52.7	49.3	50.7	99.5
13	33.0	38.3	17.8	36.4	52.8	49.3	50.5	99.5
14	33.2		17.9	36.5	51.6	49.1	50.1	99.4
15	33.5		18.1	36.7	51.9	49.1	49.9	99.3
16	33.8		18.5	36.7	52.1	49.1	49.8	99.2
17	34.2		18.8	36.8	52.3	49.1	49.7	99.1
対前年度増	<b>曽減差</b>							
8	0.0	$\triangle$ 0.0	0.2	0.2	0.2	$\triangle 0.1$	$\triangle 0.0$	0.0
9	$\triangle$ 0.3	$\triangle$ 0.0	0.1	0.2	0.1	$\triangle 0.1$	$\triangle 0.2$	$\triangle$ 0.0
10	$\triangle 0.0$	0.0	0.2	0.2	0.2	$\triangle 0.0$	$\triangle 0.3$	$\triangle 0.0$
11	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	$\triangle 0.0$	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.0$
12	0.1	$\triangle$ 0.0	0.2	0.2	0.1	$\triangle 0.1$	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.0$
13	0.0	$\triangle 0.1$	0.1	0.1	0.1	$\triangle 0.0$	$\triangle 0.2$	$\triangle 0.1$
14	0.2		0.1	0.1	$\triangle 1.2$	$\triangle$ 0.2	$\triangle 0.3$	$\triangle 0.1$
15	0.3		0.2	0.1	0.3	$\triangle$ 0.0	$\triangle 0.2$	$\triangle$ 0.1
16	0.3		0.4	0.1	0.2	$\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0.1	$\triangle 0.1$
17	0.3		0.3	0.1	0.2	$\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

### (4) 1人当たり標準報酬額(月額) -男女間の差が小さい国共済と地共済ー

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成17年度末でみると(図表2-2-9)、最も高いのは地共済で45.5万円、次いで国共済40.9万円、私学共済37.0万円、厚生年金31.3万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ83.2、93.7であり、厚生年金の63.3、私学共済の65.5に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-9 1 人当たり標準報酬月額 -平成 17 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	/1 1	ш / <b>Т</b>	. 27 (1)	10. 4 2 ( 1) 1
	円	円	円	円
計	<313, 204>	<408 <b>,</b> 832>	<454 <b>,</b> 555>	<369 <b>,</b> 808>
男性	<358, 118>	<422 <b>,</b> 162>	<465, 294>	<451 <b>,</b> 095>
女性	<226, 582>	<351, 414>	<436 <b>,</b> 119>	<295 <b>,</b> 608>
男性を100 とした女性 の水準	<63. 3>	<83. 2>	<93. 7>	<65. 5>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した(1.25倍)場合の額である。
- 注3 地共済の平均給料月額は男女計363,644円、 男性372,235円、女性348,895円である。
- 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保 険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)をみると(図表 2-2-10)、平成 17 年度では、地共済 60.3 万円、国共済 54.6 万円、私学共済 49.0 万円、厚生年金 37.4 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。また、総報酬ベースの男性を 100 とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・月額) -平成17年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	374, 238	545, 501	602, 790	490, 336
男性	431, 514	565, 562	622, 025	604, 436
女性	263, 913	459, 458	569, 777	386, 388
男性を100 とした女性 の水準	61. 2	81. 2	91.6	63.9

- 注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。
- 注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被 保険者についての数値である。

図表 2-2-11 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度	厚生	年金	団井汝	抽井汝	41 学 井 汝
〈年度末〉		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454 <b>,</b> 555>	<369,808>
対前年度:	増減率(%)				
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10 11	<△ 0.2> <△ 0.3>	<1.1> <0.9>	<1.7> <1.3>	<1.5> <1.2>	<1.1> <0.9>
12	\∆ 0.3/ ⟨1.1⟩	(0.9)	(2.0)	<1.2>	<0.97 <1.5>
13	⟨△ 0.0⟩	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	•••		•••	•••	•••
1.0	<△ 0.2>		<△ 0.9>	⟨△ 0.8⟩	<0.3>
16	$\triangle$ 0.1 $\langle \triangle$ 0.1 $\rangle$		0.1 <1.0>	0.2 <0.3>	$\triangle$ 1.0 $\langle \triangle$ 0.3 $\rangle$
17	$\triangle 0.1$ $\triangle 0.2$		0.4	$\triangle 0.3$	$\triangle 0.3$
1,	⟨△ 0.2⟩		<0.6>	<∴ 0.0>	<0.0>
注1	平成15年度以	【降は「総報酬	ベース の数値	直であり、標準幸	級酬総額〈総

- 注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。また、〈>內は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は 旧農林年金を含まない。
- 注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額 ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額(月額)の推移をみると(図表 2-2-11)、厚生年金では近年僅かながら低下傾向が続いている。平成17年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.2%減、国共済で0.4%増、地共済で0.1%減、私学共済で0.6%減であった。

また、男性を 100 とした女性の水準の推移をみると (図表 2-2-12)、厚生年金、 地共済、私学共済については、平成 12 年度を除き、少しずつではあるが男女間の差 が縮まってきている。一方、国共済は、平成 17 年度末の水準が平成 7 年度末の水準 を下回っている状況にある。

図表 2-2-12 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を 100 とした女性の水準の推移

年度	厚生	年金	国共済	地共済	私学共済
〈年度末〉		旧農林年金			
7	<59. 2>	<67. 2>	<84. 7>	<91. 6>	<62. 6>
8	<59. 4>	<67.7>	<84. 2>	<91.6>	<63.0>
9	<59. 5>	<67. 9>	<83 <b>.</b> 9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68. 1>	<83. 6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83. 4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83. 7>	<92.6>	<63.4>
13	<61. 4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62. 4>		⟨83. 4⟩	<92. 9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83. 2>	<93.0>	<64 <b>.</b> 9>
16	61.0		81.2	91. 1	63.5
	<62 <b>.</b> 9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
17	61.2		81.2	91.6	63. 9
	<63.3>		<83. 2>	<93.7>	<65.5>
対前年度均	曽減差				
8	<0.2>	<0.5>	⟨△ 0.5⟩	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	⟨△ 0.4⟩	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		⟨△ 0.4⟩	<0.1>	<0.8>
15			•••		•••
	<0.1>		⟨△ 0.2⟩	<0.0>	<0.4>
16	0.0		$\triangle$ 0.4	0. 1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0.2		0. 1	0.5	0.4
	<0.3>		⟨△ 0.1⟩	<0.4>	<0.2>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均(被保険者一人当たり月額)の女性水準である。また、〈>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧 農林年金を含まない。

### (5) 標準報酬総額 -厚生年金・私学共済で増加-

被用者年金の平成 17 年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、厚生年金 148 兆 7,083 億円、国共済 7 兆 654 億円、地共済 22 兆 2,616 億円、私学共済 2 兆 6,495 億円であった(図表 2-2-13)。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は、平成 16 年度に引き続き 17 年度も増加しており、総報酬ベースで 1.3%の増であった。また、私学共済も平成 17 年度に総報酬ベースで 0.9%増となっている。私学共済は、被保険者数の増加を背景に、一貫して増加傾向が続いている。平成 14 年度の高い伸びは、被保険者の適用拡大が影響しているものと考えられる。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成 17 年度には総報酬ベースでそれぞれ 0.1%減、1.5%減となっている。平成 12 年度に、標準報酬月額ベースで地共済が減少するとともに国共済が他年度に比べ大きく増加しているが、これには、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことが影響している。

図表 2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<1,215,248>			<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,	286>	<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,	631>	<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,	i i	<16,714>	<52 <b>,</b> 854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,	930>	<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,	692>		<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,	725		71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,	199>		<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,	506		70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,	226>		<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,	083		70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,	451>		<52 <b>,</b> 733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
対前年							
8	<1.7>	⟨1.3⟩	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	$\langle 1.7 \rangle$	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	⟨△ 1.5⟩
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	⟨△ 0.5⟩
13	<△ 0.7>	″ •	⟨△ 1.1⟩	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	≪△	1.2》	<△ 1.0>	<△ 0.5>	⟨5.5⟩	<△ 1.0>
15							
16	〈△ 1.2〉 0.7			$\stackrel{<\triangle}{\triangle} 2.2>$ $\stackrel{\triangle}{\triangle} 0.5$	$\langle \triangle 2.2 \rangle$ $\triangle 1.0$	<1.4>	⟨△ 1.3⟩
10	0.7 (0.6)			$\triangle$ 0.5 $\langle \triangle$ 0.5 $\rangle$	$\langle \triangle 1.0 \rangle$	0.7 <1.5>	0.4 <0.3>
17	1.3			$\triangle$ 0.5/ $\triangle$ 0.1	$\triangle$ 1.5> $\triangle$ 1.5	0.9	0.5
11	\langle 1.3 \langle 1.3 \langle			<0.3>	$\langle \triangle 1.1 \rangle$	<1.4>	<1.0>
) <del>}</del> 1	ケ 広田田利 か			(0.07	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(1.1)	(1.0)

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、〈 >内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

### 3 受給権者の現状及び推移

# (1) 受給権者数 - 各制度とも増加が続く-

平成17年度末の受給権者数は、厚生年金2,511万人、国共済98万人、地共済229万人、私学共済28万人、国民年金2,439万人(新法基礎年金と旧法国民年金の合計)であった(図表2-3-1)。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号 を活用して算出すると 3,287 万人である。

図表 2-3-1 受給権者数の推移

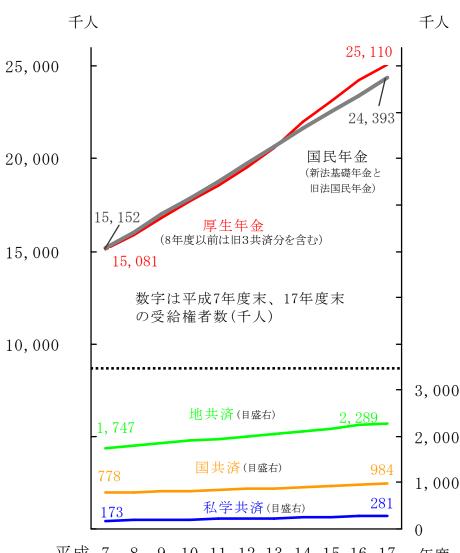
年度末		厚生年金 旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 7 8 9 10	千人 14,448 15,239 16,8 17,6	633 632 313 379	266.0 278.2 290.4 302.8	千人 778 794 810 823	千人 1,747 1,793 1,848 1,898	千人 173.5 184.6 193.5 202.5	千人 15,152 16,010 16,987 17,871
11 12 13 14 15 16 17	18,5 19,5 20,5 21,9 23,1 24,2 25,1	529 559 980 148 233	314.9 330.7 348.1	835 862 883 906 933 962 984	1,942 1,984 2,049 2,109 2,174 2,240 2,289	212.7 223.8 235.3 245.9 258.2 271.0 280.8	18,795 19,737 20,669 21,653 22,544 23,431 24,393
対前年月 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	度増減率(%) 5.5 10.3 5.2 5.0 5.2 5.3 6.9 5.3 4.7 3.6	<u>△</u> 0.2 《5.9》 《5.	4.6 4.4 4.3 4.0 5.0 5.3	2.0 2.1 1.6 1.5 3.1 2.5 2.6 2.9 3.1 2.3	2.6 3.1 2.7 2.3 2.2 3.2 3.0 3.1 3.0 2.2	6.4 4.8 4.7 5.0 5.2 5.1 4.5 5.0 5.0 3.6	5.7 6.1 5.2 5.2 5.0 4.7 4.8 4.1 3.9 4.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると(図表 2-3-1、2-3-2)、各制度とも増加を続けており、 対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4~6% 程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね1~3%程度となっ ている。

平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、厚生年金と私学共済が ともに 3.6% 増、国共済が 2.3% 増、地共済が 2.2% 増となっており、16年度までに 比べ伸び率が鈍化している。この伸び率鈍化の要因としては、厚生年金、国共済、 私学共済では、主として新規裁定者数の減少が挙げられるほか失権者数の増加も影 響しているものと考えられる。一方、地共済では、失権者数の増加が主な要因と考 えられる。また、国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)の受給権者数は 4.1% 増となっている。



図表 2-3-2 受給権者数の推移

平成 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 年度

# (受給者数)

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移 しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	!	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と
		旧三共済	旧農林年金				旧法国民年金
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	_	1,680	157.8	14,751
8	14,324	_	270.2	_	1,729	167.6	15,611
9	15,7	778	282.7	_	1,783	176.7	16,585
10	16,5		294.1	_	1,833	185.9	17,469
11	17,2		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,0		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,0		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,3			879	2,029	221.8	21,222
15	21,3			906	2,088	234.5	22,111
16	22,3	334		933	2,152	247.3	22,997
17	23,1	156		956	2,206	259.2	23,954
対前年月	度増減率(%)						
8	5.2	-	4.8	_	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	_	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	_	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	_	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	<b>《</b> 5.	0》	2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

### (2) 年金種別別にみた状況

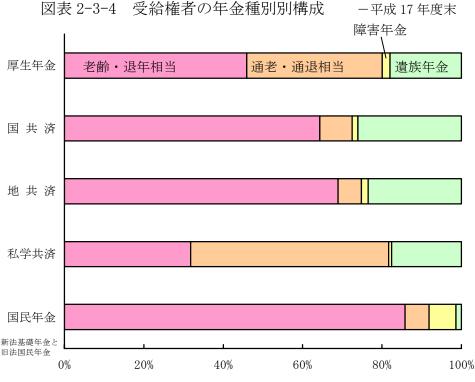
#### ア 平成 17 年度末の状況

受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金(以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。)
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金(以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。)
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

#### の別にみる。

「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている(経過 措置 (現在は 20 年以上) 及び中高齢の特例措置 (15 年以上) を含む) 新法の老齢厚生年金・ 退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退 相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通 算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべ てが老齢相当ということになる。



#### (私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると(図表 2-3-4、図表 2-3-5)、制度によ って特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が 3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当が それぞれ6割強、7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない(図表 2-3-5)。

図表 2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 -平成 17 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	25, 110	984	2, 289	280.8	24, 393
老齢・退職年金   老齢・退年相当   通老・通退相当	11, 523	633	1, 578	89. 3	20, 929
老師・超職年金	8, 591	80	135	140.0	1, 474
障害年金	487	14	38	2. 1	1,655
遺族年金	4, 509	257	538	49. 4	335
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金   老齢・退年相当   通老・通退相当	45. 9	64. 3	68.9	31.8	85.8
通老・通退相当	34. 2	8. 1	5.9	49. 9	6. 0
障害年金	1.9	1.4	1.7	0.7	6.8
遺族年金	18. 0	26. 1	23. 5	17.6	1. 4
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	23, 156	956	2, 206	259. 2	23, 954
老齢・退職年金   老齢・退年相当   通老・通退相当	10,852	618	1,540	76. 4	20, 832
一	7, 805	78	130	131.8	1, 470
障害年金	355	10	23	1.8	1, 518
遺族年金	4, 145	250	513	49. 2	134
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金   老齢・退年相当   通老・通退相当	46. 9	64.6	69.8	29. 5	87. 0
通老・通退相当	33. 7	8.2	5.9	50.8	6. 1
障害年金	1.5	1.0	1.0	0.7	6. 3
遺族年金	17. 9	26. 2	23. 2	19. 0	0.6

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

#### (国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は 1.4%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも 17.6%(厚生年金は 18.0%)ある。これは、国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>は基本的には 18 歳未満の子<sup>注</sup>又は 18 歳未満の子を有する妻にしか支給

されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者 にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考 えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

### (国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあっては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ 8.1%、5.9%でしかなく、他の被用者年金が 30%以上(厚生年金 34.2%、私学共済 49.9%)であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済 420 ヶ月、地共済 415 ヶ月であり、厚生年金 380 ヶ月、私学共済 378 ヶ月に比べて長いものとなっている。

### (私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 31.8%に対し通老・通退相当が 49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当 45.9%に対し通老・通退相当 34.2%である。)。

#### イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると(図表 2-3-6)、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

#### (老齢・退年相当 -国民年金で大幅な増加一)

老齢・退年相当について平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が3.2%増、国共済が0.6%増、地共済が1.7%増、私学共済が3.9%増となっており、いずれも16年度までに比べ伸びが鈍化している。(図表2-3-6)また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者(老齢基礎年金受給権者を含む)は5.1%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生

し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

### (通老・通退相当 - 国共済で大幅な増加ー)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成17年度の対前年度増加率は、厚生年金が4.4%増、国共済が14.3%増、地共済が4.3%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。一方、私学共済は、老齢・退年相当3.9%増に対し、通老・通退相当3.4%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

## (障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、遺族年金より高い状態が続いている。また、私学共済でも平成15年度、16年度は遺族年金より高い伸びであった。

#### (遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成17年度の対前年度 増加率をみると、厚生年金3.3%増、国共済3.1%増、地共済3.2%増、私学共済 3.7%増となっている。

#### (年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表 2-3-7)、私学共済と国 民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退 相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。 これらの動向には、各制度の成熟の度合い等が反映されているものと考えられる。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

	-0 +	<u> </u>	21/21/0		<b>∼</b> //10 1 E		ノ作物			
	厚生年金	-14.JHA NF	理なっ			国共済	-14.JHA NF	地たへ		
年度末	計	老齢・退 老齢・ 退年相当	職年金 通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金	計	老齢・退 老齢・ 退年相当	職年金 通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人		千人
7 8	15, 081 15, 871	7, 051 7, 386	4, 606 4, 923	378 386	3, 047 3, 177	778 794	565 570	25 28	11 11	176 184
9	16, 813	7, 822	5, 299	393	3, 299	810	576	30	11	192
10	17, 679	8, 217	5, 625	404	3, 433	823	579	32	11	200
11	18, 571	8, 580	5, 975	415	3, 601	835	580	35	12	208
12	19, 529	9,014	6, 352	425	3, 737	862	592	39	12	218
13	20, 559	9, 486	6, 764	436	3,873	883	601	43	13	226
14	21, 980	10, 145	7, 299	452	4,084	906	610	49	13	234
15	23, 148	10,690	7, 770	463	4, 225	933	620	58	13	241
16 17	24, 233 25, 110	11, 167 11, 523	8, 225 8, 591	476 487	4, 365 4, 509	962 984	629 633	70 80	14 14	249 257
対前年度	ま ま増減率(%)	)								
8	5. 2	4.7	6.9	2. 1	4.3	2.0	0.9	9. 2	2. 2	4.6
9	5. 9	5. 9	7.6	2.0	3.8	2. 1	1. 1	8. 1	2. 5	4. 3
10 11	5. 2 5. 0	5. 0 4. 4	6. 1 6. 2	2. 7 2. 8	4. 1 4. 9	1. 6 1. 5	0. 5 0. 2	7. 6 7. 9	1. 8 1. 7	4. 1 4. 0
12	5. 0	5. 1	6.3	2. 4	3.8	3. 1	2. 1	10.9	4.5	4. 0
13	5. 3	5. 2	6.5	2. 5	3. 6	2. 5	1. 5	12. 7	3. 3	3. 5
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3
16	4.7	4.5	5. 9	2.8	3. 3	3. 1	1.5	19.7	3. 1	3. 2
17	3.6	3. 2	4. 4	2. 3	3. 3	2. 3	0.6	14. 3	2. 9	3. 1
Fr Mr. da	地共済	老齢・追	退職年金			私学共済	老齢・追	聯年金		
年度末	計	老齢・ 退年相当	通老· 通退相当	障害年金	遺族年金	計	老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1, 793	1, 290	92	29	382	184. 6	53.6	97.4	1.5	32. 2
9	1, 848	1, 322	95	30	401	193. 5	56. 8	101.0	1.5	34. 1
10	1,898	1, 349	98	30	420	202. 5	60. 2	105.0	1.6	35. 8
11 12	1, 942	1, 372	101	31 32	438 454	212. 7 223. 8	63. 5	109.3	1. 6 1. 7	38. 1 40. 1
13	1, 984 2, 049	1, 394 1, 434	104 112	32 32	470	235. 3	67. 8 72. 3	114. 1 119. 2	1. 7	40. 1
14	2, 109	1, 471	117	34	488	245. 9	76. 5	123. 6	1.8	43. 9
15	2, 174	1, 511	123	35	505	258. 2	81. 3	129. 2	1. 9	45. 7
16	2, 240	1, 552	129	37	522	271. 0	86. 0	135. 4	2. 0	47.6
17	2, 289	1,578	135	38	538	280.8	89. 3	140.0	2. 1	49. 4
	度増減率(%)					1				
8	2.6	1. 9	4.0	2. 3	5. 0	6. 4	9. 3	5. 0	4. 3	6. 1
9 10	3. 1 2. 7	2. 5 2. 0	3. 7 3. 2	2. 2 2. 3	4. 9 4. 7	4. 8 4. 7	6.0	3. 7 3. 9	2. 5 3. 3	6. 1 4. 8
10	2. 7	1.7	3. 2 2. 6	2. 3	4. 7	5.0	5. 9 5. 6	3. 9 4. 2	3. 3 4. 0	4. o 6. 6
12	2. 2	1. 6	3. 5	1.8	3.6	5. 2	6.7	4. 4	3.8	5. 2
13	3. 2	2. 8	7. 3	2. 9	3. 6	5. 1	6.6	4. 4	2. 5	4.8
14	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7	4.5	5. 9	3.7	3.5	4.5
15	3. 1	2.7	4.9	4.5	3.6	5.0	6.3	4.5	4.9	4. 1
16	3.0	2. 7	5. 5	4. 3	3. 3	5. 0	5. 7	4.8	5. 4	4.0
17	2.2 国民年金	1.7	4.3 と旧法国民年	4. 2	3. 2	3. 6	3. 9	3. 4	3. 3	3. 7
年度末		老齢・追	<b>B職年金</b>			-				
	計	老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金	_				
平成	千人	千人		千人	千人					
7	15, 152	11, 400	2, 109	1, 309	334					
8	16, 010	12, 276	2, 063	1, 338	332					
9 10	16, 987	13, 276	2,011	1, 370	331					
10 11	17, 871 18, 795	14, 186 15, 090	1, 952 1, 890	1, 402 1, 437	331 377					
12	19, 737	16, 061	1,829	1, 437	373					
13	20, 669	17, 030	1, 764	1, 508	367					
14	21, 653	18, 053	1, 697	1, 543	360					
15	22, 544	18, 985	1,625	1,580	353					
16	23, 431	19, 915	1,552	1,619	345					
17	24, 393	20, 929	1, 474	1, 655	335	•				
<u>対前年</u> 度 8	₹増減率(%) 5.7	7.7	△ 2.2	2. 3	△ 0.5	-				
9	6. 1	8. 1	△ 2.6	2. 3	△ 0.2					
10	5. 2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5. 2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5. 0	6. 4	△ 3.2	2. 5	△ 0.9					
13	4.7	6.0	△ 3.5	2. 3	△ 1.7					
14	4.8	6.0	△ 3.8	2. 3	△ 2.1					
15 16	4. 1 3. 9	5. 2 4. 9	$\triangle$ 4. 2 $\triangle$ 4. 5	2. 4 2. 5	$\triangle$ 1.9 $\triangle$ 2.2					
17	3. 9 4. 1	4. 9 5. 1	△ 4.5 △ 5.0	2. 3	$\triangle$ 2. 2					
	ı									

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-7 受給権者数の年金種別別構成割合の推移

120 4					亚作业力				12	
	厚生年金		1 mile for: A	<u> </u>		国共済	W. 100 C	redd, for a	_	
年度末	計	老齢・ 老齢・	融年金 通老・	障害年金	遺族年金	<b>計</b>	老齢・退 老齢・	機年金 通老・	障害年金	遺族年金
		退年相当	通退相当				退年相当	通退相当		
平成	%	% 4C 0			%	%	% 70. C	%	%	%
7 8	100. 0 100. 0	46. 8 46. 5	30. 5 31. 0	2. 5 2. 4	20. 2 20. 0	100. 0 100. 0	72. 6 71. 8	3. 3 3. 5	1. 4 1. 4	22. 7 23. 2
9	100.0	46. 5	31. 5	2. 4	19. 6	100.0	71. 1	3. 7	1. 4	23. 7
10	100.0	46. 5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3
11	100.0	46. 2	32. 2	2. 2	19. 4	100.0	69. 5	4. 2	1.4	24. 9
12 13	100. 0 100. 0	46. 2 46. 1	32. 5 32. 9	2. 2 2. 1	19. 1 18. 8	100. 0 100. 0	68. 8 68. 1	4. 5 4. 9	1. 4 1. 4	25. 3 25. 6
14	100.0	46. 2	33. 2	2. 1	18.6	100.0	67. 3	5.5	1. 4	25. 8
15	100.0	46.2	33.6	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9
16	100.0	46. 1	33. 9	2.0	18.0	100.0	65. 4	7.3	1.4	25. 9
17 対前年度	100.0	45. 9	34. 2	1. 9	18. 0	100.0	64. 3	8. 1	1. 4	26. 1
8	2. 相似左	△ 0.2	0. 5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0. 2	0.0	0.6
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5
10 11		$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.3	0. 3 0. 4	$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0.2 $\triangle$ 0.0		$\triangle$ 0.8 $\triangle$ 0.9	0. 2 0. 2	0. 0 0. 0	0. 6 0. 6
12		$\triangle$ 0.0	0.4	△ 0.0 △ 0.1	△ 0.0 △ 0.3		△ 0. 3 △ 0. 7	0. 2	0.0	0. 4
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0. 2
15 16		0.0 △ 0.1	0. 4 0. 4	$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0.3 $\triangle$ 0.2		$\triangle$ 0.9 $\triangle$ 1.0	0. 8 1. 0	0. 0 0. 0	0. 1 0. 0
17		$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.2	0. 4	$\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0. 2 $\triangle$ 0. 1		△ 1.0 △ 1.1	0.9	0.0	0.0
	地共済					私学共済				
年度末	計		職年金	障害年金	遺族年金	<b>#</b>	老齢・退		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成 7	% 100. 0	% 72. 5	% 5. 1	% 1. 6	% 20. 8	% 100. 0	% 28. 3	53. 4	% 0. 8	% 17. 5
8	100.0	71. 9	5. 1	1.6	21. 3	100.0	29. 0	52. 7	0.8	17. 4
9	100.0	71.5	5. 1	1.6	21.7	100.0	29.4	52. 2	0.8	17.6
10	100.0	71. 1	5. 2	1.6	22. 1	100.0	29. 7	51.8	0.8	17. 7
11 12	100. 0 100. 0	70. 7 70. 3	5. 2 5. 3	1. 6 1. 6	22. 6 22. 9	100. 0 100. 0	29. 9 30. 3	51. 4 51. 0	0. 8 0. 8	17. 9 17. 9
13	100.0	70. 3	5. 5 5. 5	1.6	23. 0	100.0	30. 3	50.7	0. 8	17. 9
14	100.0	69. 7	5. 5	1.6	23. 1	100.0	31. 1	50. 3	0. 7	17. 9
15	100.0	69.5	5.6	1.6	23. 2	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7
16 17	100. 0 100. 0	69. 3 68. 9	5. 8 5. 9	1. 6 1. 7	23. 3 23. 5	100. 0 100. 0	31. 7 31. 8	50. 0 49. 9	0. 7 0. 7	17. 6 17. 6
対前年度		00.9	5. 9	1. /	23. 3	100.0	31.0	49. 9	0. 1	17.0
8	乙自风左	△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1
9		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0. 2
10 11		$\triangle$ 0.5 $\triangle$ 0.4	0. 0 0. 0	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0. 4 0. 4		0. 4 0. 2	$\triangle$ 0.4 $\triangle$ 0.4	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0. 0 0. 3
12		$\triangle$ 0.4 $\triangle$ 0.4	0. 0	$\triangle$ 0.0	0. 4		0. 2	△ 0.4 △ 0.4	$\triangle$ 0.0	△ 0.0
13		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1
14		△ 0.3	0. 1	0.0	0. 2		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
15 16		$\triangle$ 0. 2 $\triangle$ 0. 2	0. 1 0. 1	0. 0 0. 0	0. 1 0. 1		0. 4 0. 2	$\triangle$ 0. 2 $\triangle$ 0. 1	△ 0.0 0.0	$\triangle$ 0.2 $\triangle$ 0.2
17		△ 0.4	0. 1	0.0	0. 2		0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0
	国民年金	新法基礎年金	と旧法国民年	金						
年度末	計	老齢・追	・ 通老・	障害年金	遺族年金					
N		退年相当	通退相当			<u>-</u>				
平成 7	% 100. 0	% 75. 2	% 13. 9	% 8. 6	% 2. 2					
8	100.0	76. 7	12. 9	8.4	2. 2					
9	100.0	78. 2	11.8	8. 1	1.9					
10	100.0	79. 4	10.9	7.8	1.9					
11 12	100. 0 100. 0	80. 3 81. 4	10. 1 9. 3	7. 6 7. 5	2. 0 1. 9					
13	100.0	82. 4	9. 5 8. 5	7. 3	1. 8					
14	100.0	83.4	7.8	7. 1	1.7					
15	100.0	84. 2	7.2	7.0	1.6					
16 17	100. 0 100. 0	85. 0 85. 8	6. 6 6. 0	6. 9 6. 8	1. 5 1. 4					
対前年度	<u> </u>					=				
8		1. 4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1	-				
9		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1					
10 11		1. 2 0. 9	$\triangle$ 0.9 $\triangle$ 0.9	$\triangle$ 0. 2 $\triangle$ 0. 2	△ 0.1 0.1					
12		1. 1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1					
13		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
14		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
15 16		0. 8 0. 8	$\triangle$ 0.6 $\triangle$ 0.6	$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.1	$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.1					
17		0.8	$\triangle$ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					
24-1						to年enim	こついても旧っ	これはお合え	カー・ス	

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

# (3) 年金総額

### ア 平成 17 年度末の状況

平成 17 年度末の年金総額 (受給権者の年金額の総額) は、厚生年金 25 兆 3,435 億円、国共済 1 兆 7,621 億円、地共済 4 兆 5,471 億円、私学共済 2,803 億円、国民年金 15 兆 3,501 億円 (新法基礎年金と旧法国民年金) であった (図表 2-3-8)。 国民年金の 15 兆 3,501 億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分 (旧法年金のいわゆる 1 階部分) は含まれない。公的年金制度全体で 47 兆 2,831 億円である。

図表 2-3-8 年金種別別にみた年金総額 -平成 17 年度末-

	区	分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年 金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給權	霍者		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	計	_	253, 435	17,621	45, 471	2,803	319, 330	153, 501	472, 831
±×#\^	、混碎年分。	<ul><li>【老齢・退年相当</li><li>通老・通退相当</li></ul>	i 181, 326	13, 433	36, 052	1,849	232, 660	133, 014	365, 673
七 即	" 赵 瞅 十 並 、	通老・通退相当	23, 071	282	705	565	24, 624	3, 216	27, 840
	障害年金		4, 297	187	566	24	5, 074	14, 788	19, 862
	遺族年金		44, 740	3, 712	8, 149	366	56, 966	2, 483	59, 449
構成比	Ľ		%	%	%	%	%	%	%
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
_ <del>\</del>	温磁左公。	老齢・退年相当   通老・通退相当	71. 5	76. 2	79. 3	65. 9	72. 9	86. 7	77. 3
七町	* 返椒干金	通老・通退相当	9. 1	1.6	1.6	20.2	7. 7	2. 1	5. 9
	障害年金		1.7	1. 1	1.2	0.8	1.6	9. 6	4. 2
	遺族年金		17. 7	21. 1	17. 9	13. 0	17.8	1. 6	12.6
受給者	<u></u>		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	計		240, 934	17, 186	44, 271	2, 491	304, 881	150, 681	455, 562
ᄼᆧᇫᆂ	"国聯左 众,	老齢・退年相当   通老・通退相当	173, 256	13, 134	35, 362	1,578	223, 331	132, 523	355, 853
老腳'	• 返臧午金	通老・通退相当	21, 506	272	681	527	22, 986	3, 207	26, 193
	障害年金		3, 017	128	363	20	3, 528	13, 627	17, 155
	遺族年金		43, 155	3, 645	7, 865	365	55, 030	1, 324	56, 354
構成比	Ľ		%	%	%	%	%	%	%
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
±\#\\	. 追聯年 公.	<ul><li>【老齢・退年相当</li><li>通老・通退相当</li></ul>	71.9	76. 4	79. 9	63.4	73. 3	87. 9	78. 1
七断'	· 返臧年金*	通老・通退相当	i 8.9	1.6	1.5	21. 2	7. 5	2. 1	5. 7
	障害年金	-	1.3	0.7	0.8	0.8	1.2	9. 0	3.8
	遺族年金		17. 9	21. 2	17.8	14. 7	18.0	0.9	12. 4

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると 45 兆 5,562 億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、

停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が 70~80%台を占める。ただし私学共済は 65.9%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が 20.2%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあっては、概ね、遺族年金が 17~21% (私学共済のみ 13.0%)、障害年金は 2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が 1.6%と小さく、障害年金は 9.6%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

## イ 推移

年金総額の推移をみると(図表 2-3-9)、国共済で平成 16 年度に減少となった ものの、総じて増加傾向が続いている。平成 17 年度は、厚生年金が 1.7%増、国 共済が 0.2%増、地共済が 1.0%増、私学共済が 2.7%増であった。

また、国民年金 (新法基礎年金と旧法国民年金) の年金総額は、平成 17 年度で、 対前年度 5.2%増であった。

#### (老齢・退年相当)

老齢・退年相当についてみると、平成 17 年度の対前年度増減率は、厚生年金 1.5%増、国共済 0.6%減、地共済 0.5%増、私学共済 2.9%増、国民年金 6.0%増 となっている。

#### (遺族年金)

遺族年金の年金総額は平成17年度の対前年度増減率でみると、厚生年金3.5%増、国共済3.0%増、地共済3.7%増、私学共済4.3%増となっている。平成8年度以降でみると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

#### (年金種別別構成割合)

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると(図表 2-3-10)、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 - 受給権者ベース-

							压修	, ,,,,	惟有个	
	厚生年金	Her BAL NE	TIME A			国共済	-lev slet. No	TIME A		<del>-</del>
年度末	<b>#</b>	老齢・退	通老・	障害年金	遺族年金	計	老齢・退	通老・	障害年金	遺族年金
TF-44	/ <del>*</del> .m	退年相当	通退相当	<b>海</b> 田	/±m	/美田	退年相当 億円	通退相当	<b>/</b>	/da 111
平成 7	億円 183, 438	億円 134,094	億円 16,411	億円 3,899	億円 29,033	億円 16,845	13,979	億円 183	億円 183	億円 2,490
8	189, 722	138, 338	17, 056	3, 904	30, 423	16, 935	13, 935	193	181	2, 615
9	197, 655	144, 158	17, 835	3, 910	31, 752	17,013	13, 888	200	180	2, 736
10	207, 943	151, 383	18, 775	4,001	33, 784	17, 290	13, 985	210	181	2, 906
11	216, 023	156, 716	19, 580	4, 064	35, 663	17, 331	13, 880	217	180	3, 045
12	223, 292	161, 781	20, 287	4, 095	37, 129	17, 557	13, 947	226	183	3, 193
13 14	228, 204 239, 806	164, 588 172, 892	20, 898 21, 965	4, 130 4, 225	38, 587 40, 724	17, 534 17, 656	13, 803 13, 794	234 245	184 185	3, 305 3, 424
15	246, 729	178, 098	22, 536	4, 223	41, 872	17,690	13, 732	258	186	3, 507
16	249, 103	178, 722	22, 886	4, 263	43, 231	17, 588	13, 520	270	186	3, 605
17	253, 435	181, 326	23, 071	4, 297	44, 740	17, 621	13, 433	282	187	3, 712
<u>対前年度</u> 8	度増減率 (%) 3.4	3. 2	3. 9	0. 1	4. 8	0. 5	△ 0.3	5. 7	△ 0.9	5. 0
9	4. 2	4. 2	4.6	0. 1	4. 4	0. 5	△ 0.3	3. 6	△ 0. 9 △ 0. 6	4.6
10	5. 2	5. 0	5. 3	2. 3	6. 4	1. 6	0.7	4.8	0.5	6. 2
11	3. 9	3. 5	4.3	1.6	5. 6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8
12	3. 4	3.2	3.6	0.8	4. 1	1.3	0.5	4. 1	1.7	4.8
13	2. 2	1.7	3. 0	0.8	3. 9	△ 0.1	△ 1.0	3. 6	0.7	3. 5
14 15	5. 1 2. 9	5. 0 3. 0	5. 1 2. 6	2. 3 △ 0. 0	5. 5 2. 8	0. 7 0. 2	$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.5	4. 7 5. 4	0. 8 0. 3	3. 6 2. 4
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3. 2	0. 2 △ 0. 6	△ 1.5	4.7	0. 3	2. 4
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3. 5	0.2	$\triangle$ 0.6	4. 5	0. 5	3. 0
	地共済					私学共済				
年度末	<b>計</b>	老齢・退 老齢・	職年金 通老・	障害年金	遺族年金	計	老齢・退	職年金 通老・	障害年金	遺族年金
		退年相当	通退相当				退年相当	通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 8	40, 053 40, 437	33, 686 33, 769	654 659	534 531	5, 180 5, 479	1, 922 2, 043	1, 193 1, 286	496 511	19 20	214 227
9	41, 059	34, 088	662	528	5, 780	2, 117	1, 340	516	19	241
10	42, 287	34, 889	674	534	6, 190	2, 232	1, 423	531	20	258
11	42, 901	35, 165	675	536	6, 526	2, 327	1, 489	540	21	278
12	43, 257	35, 244	680	532	6,802	2, 432	1,569	548	21	294
13	43, 789	35, 463	702	535	7,089	2, 497	1,615	551	21	309
14	44, 435	35, 810	707	541	7, 377	2, 587	1,685	555	22	324
15 16	44, 892 45, 006	36, 031 35, 886	708 704	546 555	7, 607 7, 861	2, 675 2, 729	1, 758 1, 796	559 560	22 23	337 351
17	45, 471	36, 052	704	566	8, 149	2, 729	1, 790	565	23	366
					,	,				
8	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5. 8	6. 3	7.8	2.8	2. 5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5. 5	3.6	4. 2	1.0	△ 2.0	6. 4
10	3. 0	2. 3	1.8	1. 2	7. 1	5. 4	6. 2	2. 9	4.0	6.8
11 12	1. 5 0. 8	0. 8 0. 2	0. 1 0. 7	0. 2 \triangle 0. 6	5. 4 4. 2	4. 3 4. 5	4. 7 5. 4	1. 7 1. 6	2. 2 2. 8	7. 6 5. 8
13	1. 2	0. 2	3. 3	0.5	4. 2	2. 7	3. 0	0.5	0.6	5. 3
14	1. 5	1. 0	0.8	1. 1	4. 1	3. 6	4. 3	0.8	1. 9	4. 8
15	1.0	0.6	0.1	1.0	3. 1	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8
16	0.3	△ 0.4	△ 0.6	1.7	3. 3	2.0	2.2	0.2	3.0	4. 2
17	1.0	0.5	0. 2	1. 9	3. 7	2. 7	2. 9	1.0	2. 7	4. 3
	国民年金		と旧法国民年	金						
年度末	計	老齢・退	職年金 通老・	障害年金	遺族年金					
77 -t-	folio pro-	退年相当	通退相当	Ma pro	folia pro-	•				
平成 7	億円 79,731	億円 61,091	億円 4 361	億円 11,866	億円 9 413					
8	79, 731 86, 324	67, 546	4, 361 4, 281	12, 097	2, 413 2, 399					
9	93, 767	74, 846	4, 281	12, 344	2, 391					
10	102, 532	83, 123	4, 151	12, 821	2, 437					
11	110, 700	90,629	4, 059	13, 216	2, 796					
12	118, 360	98, 136	3, 945	13, 505	2, 775					
13	125, 830	105, 494	3, 821	13, 782	2, 733					
14 15	133, 598 139, 433	113, 159 119, 062	3, 692 3, 522	14, 064 14, 236	2, 683 2, 613					
15 16	139, 433	125, 497	3, 368	14, 236	2, 513					
17	153, 501	133, 014	3, 216	14, 788	2, 483					
	度増減率(%)									
8	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	$\triangle$ 0.6					
9 10	8. 6 9. 3	10. 8 11. 1	$\triangle$ 2.2 $\triangle$ 0.8	2. 0 3. 9	△ 0.3 1.9					
10	9. 3 8. 0	9.0	$\triangle$ 0.8 $\triangle$ 2.2	3. 9	1. 9					
12	6.9	8.3	△ 2. 2 △ 2. 8	2. 2	△ 0.8					
13	6. 3	7. 5	△ 3.1	2. 1	△ 1.5					
14	6. 2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8					
15	4. 4	5. 2	△ 4.6	1.2	△ 2.6					
16	4. 7 5. 2	5. 4 6. 0	△ 4.3 △ 4.5	1. 9 1. 9	$\triangle$ 2. 4 $\triangle$ 2. 7					
17				1.9	11 4.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 - 受給権者ベースー

	厚生年金					国共済				
年度末		老齢・退	職年金				老齢・退	職年金		
	計	老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金	計	老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金
平成 7	% 100. 0	73. 1	% 8. 9	% 2. 1	% 15. 8	% 100. 0	% 83. 0	% 1. 1	% 1. 1	14. 8
8	100.0	72. 9	9. 0	2. 1	16. 0	100.0	82. 3	1. 1	1. 1	15. 4
9	100.0	72. 9	9.0	2.0	16. 1	100.0	81.6	1.2	1.1	16. 1
10	100.0	72. 8	9.0	1. 9	16. 2	100.0	80. 9	1. 2	1.0	16.8
11 12	100. 0 100. 0	72. 5 72. 5	9. 1 9. 1	1. 9 1. 8	16. 5 16. 6	100. 0 100. 0	80. 1 79. 4	1. 3 1. 3	1. 0 1. 0	17. 6 18. 2
13	100.0	72. 1	9. 2	1.8	16. 9	100.0	78. 7	1. 3	1.0	18. 9
14	100.0	72. 1	9.2	1.8	17.0	100.0	78. 1	1.4	1.0	19. 4
15	100.0	72. 2	9. 1	1. 7	17. 0	100.0	77.6	1.5	1. 1	19.8
16 17	100. 0 100. 0	71. 7 71. 5	9. 2 9. 1	1. 7 1. 7	17. 4 17. 7	100. 0 100. 0	76. 9 76. 2	1. 5 1. 6	1. 1 1. 1	20. 5 21. 1
対前年度	<b>E増減差</b>									
8 9		△ 0.2 0.0	0. 0 0. 0	$\triangle$ 0.1 $\triangle$ 0.1	0. 2 0. 0		$\triangle$ 0.7 $\triangle$ 0.7	0. 1 0. 0	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0. 7 0. 6
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0. 2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0. 7
11 12		$\triangle$ 0.3 $\triangle$ 0.1	0. 0 0. 0	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0. 3 0. 1		$\triangle$ 0.8 $\triangle$ 0.6	0. 0 0. 0	△ 0.0 0.0	0. 8 0. 6
13		△ 0.1	0. 1	△ 0.0	0. 3		△ 0. 7	0.0	0.0	0. 7
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5
15		0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4
16 17		$\triangle$ 0.4 $\triangle$ 0.2	0. 1 \( \triangle 0. 1	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0.4		$\triangle$ 0.8 $\triangle$ 0.6	0. 1 0. 1	0. 0 0. 0	0. 7 0. 6
	地共済					私学共済				
年度末	計	老齢・退 老齢・ 退年相当	機年金 通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金	計	老齢・退 老齢・ 退年相当	職年金 通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金
平成	%	%	%	%	%		%	%	%	
7 8	100. 0 100. 0	84. 1 83. 5	1. 6 1. 6	1. 3 1. 3	12. 9 13. 5	100. 0 100. 0	62. 0 62. 9	25. 8 25. 0	1. 0 1. 0	11. 1 11. 1
9	100.0	83. 0	1.6	1. 3	14. 1	100.0	63. 3	24. 4	0. 9	11. 4
10	100.0	82. 5	1.6	1.3	14.6	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6
11	100.0	82. 0	1.6	1. 2	15. 2	100.0	64.0	23. 2	0.9	11.9
12 13	100. 0 100. 0	81. 5 81. 0	1. 6 1. 6	1. 2 1. 2	15. 7 16. 2	100. 0 100. 0	64. 5 64. 7	22. 5 22. 1	0. 9 0. 9	12. 1 12. 4
14	100.0	80.6	1.6	1. 2	16. 2	100.0	65. 2	21. 5	0. 8	12. 4
15	100.0	80.3	1.6	1. 2	16.9	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6
16 17	100. 0 100. 0	79. 7 79. 3	1.6 1.6	1. 2 1. 2	17. 5 17. 9	100. 0 100. 0	65. 8 65. 9	20. 5 20. 2	0. 8 0. 8	12. 9 13. 0
対前年度		19.5	1.0	1. 2	17.9	100.0	05. 9	20.2	0.0	13. 0
8 9		$\triangle$ 0.6 $\triangle$ 0.5	△ 0.0 △ 0.0	△ 0.0 △ 0.0	0. 6 0. 5		0. 9 0. 4	△ 0.8 △ 0.6	△ 0.0 △ 0.1	△ 0.0 0.3
10		△ 0.5	$\triangle$ 0.0	△ 0.0	0. 6		0. 4	$\triangle$ 0.6	$\triangle$ 0.1	0. 3
11		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0. 6		0. 2	△ 0.6	△ 0.0	0. 4
12		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0. 5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
13		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0. 2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
14 15		$\triangle$ 0.4 $\triangle$ 0.3	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0. 4 0. 3		0. 5 0. 5	$\triangle$ 0.6 $\triangle$ 0.6	$\triangle$ 0.0 $\triangle$ 0.0	0.1
16		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0. 5		0. 1	△ 0.4	0.0	0.3
17		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0. 5		0.1	△ 0.3	0.0	0. 2
fan plan i	国民年金		と旧法国民年 職年金	·金						
年度末	計	老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当	障害年金	遺族年金					
平成	%	%	%	%	%	-				
7 8	100. 0 100. 0	76. 6 78. 2	5. 5 5. 0	14. 9 14. 0	3. 0 2. 8					
9	100.0	79. 8	4.5	13. 2	2. 6					
10	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4					
11	100.0	81. 9	3. 7	11.9	2.5					
12 13	100. 0 100. 0	82. 9 83. 8	3. 3 3. 0	11. 4 11. 0	2. 3 2. 2					
13	100.0	83. 8 84. 7	2.8	10.5	2. 2					
15	100.0	85. 4	2.5	10.2	1. 9					
16 17	100. 0 100. 0	86. 0 86. 7	2. 3 2. 1	9. 9 9. 6	1. 7 1. 6					
対前年度		00. 1	4.1	<i>9</i> . 0	1.0	<b>.</b>				
8		1. 6 1. 6	△ 0.5 △ 0.5	△ 0.9 △ 0.8	△ 0.2 △ 0.2	-				
10		1. 2	△ 0.3	△ 0.8 △ 0.7	$\triangle$ 0.2					
11		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1					
12		1.0	$\triangle$ 0.3	△ 0.5	$\triangle$ 0. 2					
13 14		0. 9 0. 9	$\triangle$ 0.3 $\triangle$ 0.3	$\triangle$ 0.5 $\triangle$ 0.4	$\triangle$ 0. 2 $\triangle$ 0. 2					
		0. 7	$\triangle$ 0.3	△ 0.4 △ 0.3	△ 0. 2 △ 0. 1					
15										
16 17		0. 6 0. 7	$\triangle$ 0. 2 $\triangle$ 0. 2	$\triangle$ 0.3 $\triangle$ 0.3	$\triangle$ 0. 1 $\triangle$ 0. 1					

<sup>17 0.7 △ 0.2 △ 0.3 △ 0.1</sup> 注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

### (4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの 状況をみる。平成17年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,152万人、 国民年金2,093万人(新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数)、 共済年金は国共済63万人、地共済158万人、私学共済9万人であった(図表2-3-11)。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.3%、次いで地共済32.0%、厚生年金31.3%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.5%である。

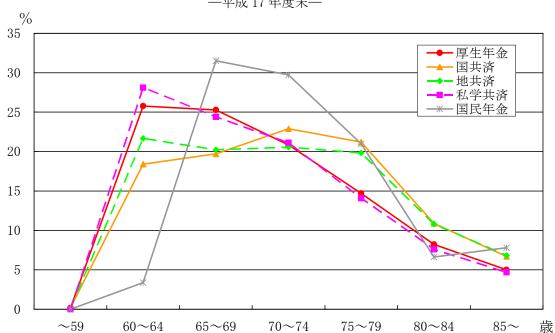
平均年齢は、被用者年金は各制度とも 70~72 歳程度である。一方、国民年金は 73.5 歳と、被用者年金に比べて若干高い。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数 24,340 千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する 65 歳以上の者 (ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している 65 歳未満の者も含む。)の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の 65 歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

凶表 2-3-11	老腳	・退年相当の受給権者数、	半均年齡	-半成 17 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人	千人	千人	千人	千人	千人
	11,523	633	1,578	89. 3	20,929	24,340
男性	7, 918	530	1, 073	54. 2	8, 888	老齢基礎年金等受
女性	3, 605	103	505	35. 1	12, 040	
女性割合(%)	31. 3	16.3	32.0	39. 3	57. 5	上給権者数
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	
計	70.9	72.4	72.0	70.2	73.5	
男性	70. 6	72. 3	71. 9	69. 6	72. 4	
女性	71. 7	73. 1	72. 2	71. 2	74. 3	

老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の年齢構成割合をみると(図表 2-3-12)、 国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。



図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の年齢構成 -平成 17 年度末-

また、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の平均年齢の推移をみると(図表 2-3-13)、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表 2-3-13 老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	歳	歳	歳	歳	歳
	○男女計				
11	70. 1	70.4	70.6	69. 4	72. 1
12	70. 2	70.8	70.9	69. 5	72.8
13	70.3	71. 1	71. 1	69. 5	72. 9
14	70.4	71.5	71.3	69. 7	73. 1
15	70. 5	71.8	71.5	69.8	73. 2
16	70.7	72.0	71.7	69. 9	73. 4
17	70. 9	72.4	72.0	70. 2	73. 5
	○男性				
11	70.0	70.3	70.7	68. 9	71. 2
12	70.0	70.7	71.0	69.0	71. 5
13	70. 1	71.1	71.1	69.0	71. 7
14	70. 2	71.4	71.3	69. 1	71.8
15	70.3	71.6	71.5	69. 1	72.0
16	70.4	71.9	71.7	69. 3	72. 3
17	70. 6	72. 3	71. 9	69. 6	72. 4
	○女性				
11	70. 2	70.6	70.3	70. 1	72. 7
12	70. 5	71.1	70.7	70.3	73. 7
13	70. 7	71.5	71.0	70.4	73.8
14	70.9	72.0	71.3	70.6	73. 9
15	71. 1	72.3	71.6	70.7	74.0
16	71.4	72.7	71.9	70.8	74. 2
17	71. 7	73. 1	72. 2	71. 2	74. 3
	•				

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## (平均年金月額)

平均年金月額<sup>注</sup>(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表 2-3-14)、地共済が最も高く22.3万円、次いで国共済20.9万円、私学共済20.7万円、厚生年金16.5万円 (厚生年金基金代行分も含む)の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
- ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きい と男女計でみた平均年金月額が低くなること

等に留意する必要がある。

図表 2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額 -平成 17 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	165, 083	209, 025	222,659	207, 494	52, 963	
男性 女性 女(男=100)	190, 175 109, 978 57. 8	214, 759 179, 514 83. 6	235, 091 196, 242 83. 5	230, 146 172, 672 75. 0	58, 429 48, 929 83. 7	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	380	420	415	378	322	
男性 女性	421 289	424 402	430 384	391 359	361 293	老齢基礎 年金平均
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	[年金月額]
(名師基礎千並みを日む)    計	168, 507	222, 729	230, 671	215, 952	57, 975	5.8万円

- 注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
  - ○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの 定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。
  - ○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。
- 注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者(65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ(報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始)が始まっている。)を除くと、地共済23.1万円、国共済22.3万円、私学共済21.6万円、厚生年金16.9万円(厚生年金基金代行分も含む)となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.3 万円(表中「52,963円」)である。

# (女性の平均年金月額 -男女間の差が小さい国共済、地共済ー)

女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表 2-3-14)、厚生年金は11.0万円であり男性(19.0万円)の57.8%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は18.0万円であり男性(21.5万円)の83.6%の水準、地共済は19.6万円であり男性(23.5万円)の83.5%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額の男女間の差が小さいためと考えられる。

### (本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況をみる。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上 65歳未満には特別支給の老齢厚生(退職共済)年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている(用語解説の図3を参照)。こうした状況を見たのが図表2-3-15である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における 65 歳以上の本来支給分の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、平成 17 年度末で厚生年金 17.4 万円、国共済 22.3 万円、地共済 23.1 万円、私学共済 22.9 万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65 歳未満までの新法特別支給分についてみると、62~64 歳では、厚生年金が 16.3~16.5 万円、国共済が 20.4~21.1 万円、地共済が 21.2~21.8 万円、私学共済が 18.8~19.9 万円となっており、本来支給分(老齢基礎年金分を含む)より若干低い水準である。一方、60 歳~61 歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成 13 年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成 17 年度中に 60 歳、61 歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)、すなわち 17 年度末に 60 歳、61 歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢(それぞれ 63 歳、62 歳)に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

(参考: 平成 17 年度末に 62 歳、63 歳、64 歳の者の定額部分の支給開始年齢は、それぞれ 62 歳、61 歳、61 歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。)

図表 2-3-15 老齢・退年相当の平均年金月額(詳細版) -平成 17 年度末-(単位:円)

					(1  2 :1 */
男女	<b>大合計</b>	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相	当・退年相当の平均年金月額	131,132	176,827	190,441	172,474
	基礎年金分を含む〕	[ 165,083 ]	[ 209,025 ]	[ 222,659 ]	[ 207,494 ]
	60歳未満				
		156,701	103,219	136,676	<u> </u>
新	特 60歳	106,179	125,371	146,222	121,726
	[基礎年金分を含む]	[ … ]	[ 125,623 ]	[ 146,256 ]	[ 121,786 ]
NI.	別 61歳	107,537	128,542	149,205	123,782
法	支 [基礎年金分を含む]	[ … ]	[ 128,801 ]	[ 149,325 ]	[ 123,824 ]
	×	162,930	204,477	211,685	187,506
部	給 [基礎年金分を含む]	[ ]	[ 204,661 ]	[ 211,801 ]	[ 187,567 ]
П	63歳	164,925	210,923	218,432	198,767
	分 [ 基礎年金分を含む ]	[ ]	[ 210,965 ]	[ 218,444 ]	[ 198,779 ]
分	64歳	164,574	210,918	218,254	199,041
	[ 基礎年金分を含む ]	Γ ··· ]	[ 210,965 ]	[ 218,263 ]	[ 199,076 ]
	65歳以上本来支給分	114,353	159,062	166,165	172,346
	[基礎年金分を含む]	[ 173,666 ]	[ 222,829 ]	[ 230,516 ]	[ 229,213 ]
l		164,889	202,698	230,957	179,156
旧法	部分	101,000	163,399	156,563	143,632
			100,000	100,000	1 10,002
男性	ŧ	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
		154.014	101 202	100 505	100 700
	当・退年相当の平均年金月額	154,014	181,603	199,727	192,793
	基礎年金分を含む]	[ 190,175 ]	[ 214,759 ]	[ 235,091 ]	[ 230,146 ]
	60歳未満	173,026	107,467	162,859	*
新	特 60歳	107,422	128,449	156,737	133,475
利	[基礎年金分を含む]	107,422 [ ]			
	別 61歳	109,839	[ 128,728 ] 131,339	[ 156,757 ] 159,055	[ 133,520 ] 134,731
法	「世球にムハナー・コ	[ ]	[ 131,601 ]	[ 159,181 ]	[ 134,766 ]
	支   <u>基礎年金分を百む ]                                   </u>	186,955	211,457	226,046	205,650
	l l = "	[ ]		[ 226,169 ]	· '
部	給   <u>「 基礎年金分を含む ]</u>   63歳	190,125	[ 211,641 ]		[ 205,717 ]
		190,125 [ ]	217,334	233,525	220,018
分	分 <u>[基礎年金分を含む]</u> 64歳	190,177	[ 217,374 ]	[ 233,538 ]	[ 220,034 ]
73	[ 基礎年金分を含む]	[ ]	217,049 [ 217,089 ]	233,357 [ 233,366 ]	220,813 [ 220,836 ]
	65歳以上本来支給分	136,911	163,361	175,783	193,633
	[基礎年金分を含む]	[ 198,489 ]	[ 227,452 ]	[ 241,181 ]	[ 252,136 ]
l	基礎中並力を占む	205,176	210,215	246,918	210,373
旧法	部分	200,170	166,284	240,918 186,887	
		<u> </u>	100,204	100,007	156,361
女性	ŧ	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老龄扣	当・退年相当の平均年金月額	80,880	152,244	170,710	141,116
	ヨ・返午相ヨの平均午並月領 基礎年金分を含む ]	[ 109,978 ]	[ 179,514 ]	[ 196,242 ]	[ 172,672 ]
L	■	[ 109,916 ]	[ 179,514 ]	[ 130,242 ]	[ 112,012 ]
	00万久/八川岡	69,942	83,351	104,727	*
新	特 60歳	103,148	109,207	125,541	99,777
	「基礎年金分を含むう		[ 109,318 ]	[ 125,604 ]	[ 99,866 ]
	別 61歳	101,817	113,574	128,065	100,580
法	「甘味年入八む今よ。」	L	[ 113,825 ]	[ 128,171 ]	[ 100,622 ]
	支 62歳	100,269	166,610	181,917	152,410
部	給 [基礎年金分を含む]	ĺ	[ 166,781 ]	[ 182,018 ]	[ 152,460 ]
디	63歳	97,946	174,767	186,471	158,409
	分 [基礎年金分を含む]	,	[ 174,825 ]	[ 186,483 ]	[ 158,409 ]
分	64歳	96,416	175,266	185,037	158,600
	「基礎年金分を含む ]	,110	[ 175,343 ]	[ 185,047 ]	[ 158,649 ]
	65歳以上本来支給分	60,675	134,478	139,328	136,233
	[基礎年金分を含む]	[ 114,598 ]	[ 196,295 ]	[ 200,777 ]	[ 190,555 ]
D-1-2-1		109,725	173,673	209,018	162,971
旧法	部分	100,120	104,855	125,255	135,168
	「「内は其磁圧全類の推計値を加質」	2 == 16 to A der 3 :			部分の支給開始

注1 []内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60~64歳については、定額部分の支給開始 年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

注4 ※は、対象となる人数が極めて少ないため、本表では数値を掲載していない。

図表 2-3-16 平均年金月額の推移 -老齢・退年相当-

# ○老齢基礎年金分を含む

		0 1 3			
/c 由土	同ルケム	日本学	م <del>ار</del> ملك وازا	式 55 TF 54	国民年金
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	新法基礎年金と
					旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171, 478	216, 304	232, 691	218, 302	44,656
8	171, 793	216, 147	232, 008	218, 014	45, 851
9	172, 168	215, 781	231,810	217, 599	46, 982
10	174, 906	219, 176	234, 638	220, 922	48, 828
11	176, 161	220,062	235, 604	221,772	50, 047
12	175, 865	219,605	234, 931	221, 343	50, 918
13	172, 795	217,058	232, 333	216, 495	51,622
14	171, 892	216,062	230, 953	215, 017	52, 233
15	169, 658	213, 447	227, 775	212, 121	52, 261
16	165, 446	209, 288	223, 064	207, 096	52, 514
17	165, 083	209, 025	222, 659	207, 494	52, 963
対前年	度増減率(%)				
8	0. 2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	$\triangle$ 0.2	$\triangle$ 0.1	$\triangle$ 0.2	2. 5
10	1. 6	1.6	1. 2	1.5	3.9
11	0. 7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	$\triangle$ 0.2	$\triangle$ 0.2	$\triangle$ 0.3	$\triangle$ 0.2	1.7
13	$\triangle$ 1.7	$\triangle$ 1.2	$\triangle$ 1.1	$\triangle$ 2.2	1.4
14	$\triangle$ 0.5	$\triangle$ 0.5	$\triangle$ 0.6	$\triangle$ 0.7	1.2
15	△ 1.3	$\triangle$ 1.2	△ 1.4	$\triangle$ 1.3	0.1
16	$\triangle$ 2.5	$\triangle$ 1.9	$\triangle$ 2.1	$\triangle$ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基 礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

## ○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成 7 8 9 10 11 12 13 14	円 155, 814 153, 534 153, 578 153, 523 152, 207 149, 564 144, 584 142, 017	円 206, 265 203, 724 200, 846 201, 242 199, 261 196, 201 191, 367 188, 413	円 221, 687 218, 158 214, 859 215, 515 213, 615 210, 629 206, 105 202, 839	円 202, 671 199, 788 196, 547 196, 978 195, 315 192, 790 186, 302 183, 529
15 16 17	138, 832 133, 374 131, 132	184, 669 179, 067 176, 827	198, 664 192, 706 190, 441	180, 122 174, 090 172, 474
	度増減率(%)			
8 9 10 11 12 13 14 15 16 17				

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

### (平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると(図表 2-3-16)、被用者年金 では、平成17年度の対前年度増減率が、厚生年金0.2%減、国共済0.1%減、地共 済 0.2%減、私学共済 0.2%増となり、私学共済が数年ぶりに増加したほか、他制度 の減少も小幅に留まった。平成17年度は、物価スライドによる年金改定がなく、平 均年金月額に影響を与えていないことが背景にある。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平 均) は増加を続けており、平成17年度は対前年度0.9%の増加で、52,963円となっ た。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では平成8年度以 降、平成10年度を除き、総じて減少を続けている。

# (平均加入期間 - 各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

次に、平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみる(図表 2-3-17)

<u></u>	表 2-3-17	平均加入期	間の推移	一老齢・退	年相当一		
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		
	净土十並	<b>四</b> 共仍	地共併	似于共间	新法基礎年金と 旧法国民年金		
平成	月	月	月	月	月		
7	347	410	405	353	241		
8	350	410	405	355	251		
9	354	411	407	357	260		
10	357	412	408	360	268		
11	360	414	408	362	276		
12	364	413	410	366	284		
13	367	416	410	368	292		
14	371	417	411	371	300		
15	374	418	413	374	307		
16	377	419	414	376	314		
17	380	420	415	378	322		
対前年度増減差							
8	3	0	0	2	10		
9	4	1	2	2	9		
10	3	1	1	3	8		

 $\triangle 1$ 

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度 以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成17年度の322ヶ月まで、年7~10ケ 月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年 2~4 ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

### (平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること
  - ※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日 以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように 定められている。
- ・ 平成15、16年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3% の引下げであったこと
- ・ 平成8、9、12~14、17年度については、物価スライドによる年金改定がなく、 平均年金月額の増加要因とならなかったこと
- ・ 平成 13 年度の減少については、13 年度中に 60 歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 61歳に引き上げられており、13 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること
  - ※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。
- ・ 平成 16 年度の減少については、16 年度中に 61 歳に到達する男性(共済年金は 男性と女性)から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられており、16 年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること(14、15 年度の状況とは異なり、61 歳の 者についても新たに定額部分のない年金になった。)
  - ※平成17年度については、年度末に60歳、61歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

#### 4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみることが必要であろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

#### (1) 財政指標の定義及び意味

## 〇年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」 に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被 保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなってくるという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる(溜まってくる)からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

## 〇総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出-国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、 給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得 られる額である<sup>注</sup>。「実質的な支出一国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用 収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくては ならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、 受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制 度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える(ただし年金扶養比率とは逆に、 制度の成熟と共に上昇する。)。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式(積立金及びその運用収入がない)で財政 運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保 険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用 率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄えていることを示して いる。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を 充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄 っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした(独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様)。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

## 〇独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出ー国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出(以下、独自給付に関する支出という)と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

独自給付に関する支出=実質的な支出-国庫・公経済負担

- 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く) 性

基礎年金に関する支出=基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)

造

注 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、 基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

総合費用率=独自給付費用率+基礎年金費用率が成り立つ。

## 〇収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出-国庫・公経済負担」を「保険料収入+運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

収支比率が 100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

## 〇積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の 何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支 出一国庫・公経済負担」に対する比である。

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額(=実質的な支出+追加費用)の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、 積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみると いう観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担 や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、ど の程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

## 〇年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率(老齢費用率、障害費用率、遺族費用率)を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

老齢費用率= 「実質的な支出-国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額 \*100 標準報酬総額

障害費用率= 「実質的な支出-国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額 ×100 標準報酬総額

遺族費用率=「実質的な支出-国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額 ×100 標準報酬総額

注 「実質的な支出ー国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出-国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付(老齢給付、障害給付、遺族給付)に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

#### 総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他(拠出金)の費用率

## (2) 年金扶養比率 -高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下-

平成 17 年度末の年金扶養比率は、私学共済が 5.02 で最も高く、次いで厚生年金 2.87、地共済 1.95、国共済 1.71 の順となっている。また、国民年金については、分子に第 1 ~ 3 号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出する と 2.87 である (図表 2-4-1)。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、 逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	33, 022	1,082	3,069	448. 1	69,878
老齢・退年相当	11, 523	633	1,578	89. 3	24, 340
年金扶養比率	2. 87	1.71	1. 95	5. 02	2.87

図表 2-4-1 年金扶養比率 -平成 17 年度末-

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主(国又は地方公共団体等)負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。年金扶養比率の推移をみると(図表 2-4-2、2-4-3)、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であったが、17年度は0.12ポイントの低下となり、これまでに比べ低下幅が小さかったが、17年度は0.12ポイントの低下となり、これまでに比べ低下幅が小さかったが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント未満の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント未満の低下となっており、低下幅が小さい。

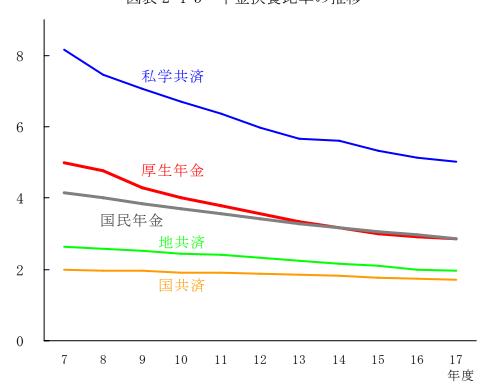
注 国民年金については、分子を第1~3号被保険者数、分母を 老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

	凶衣 2		51大食儿午	-> 1E  >	
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4. 98	1.99	2.64	8.15	4. 15
8	4. 76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4. 28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3. 79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3. 57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3. 33	1.85	2. 24	5.65	3. 29
14	3. 17	1.81	2. 16	5. 60	3. 16
15	3.00	1. 76	2.09	5. 34	3.05
16	2. 91	1. 73	2.00	5. 14	2. 96
17	2.87	1.71	1. 95	5. 02	2.87
対前年	度増減差(ス	ポイント)			
8	△ 0.22	$\triangle$ 0.02	△ 0.05	△ 0.68	△ 0.15
9	△ 0.48	$\triangle$ 0.02	$\triangle$ 0.07	$\triangle$ 0.41	$\triangle$ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	$\triangle$ 0.07	△ 0.36	△ 0.14
11	△ 0.22	$\triangle$ 0.01	$\triangle$ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.08	△ 0.38	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.33	△ 0.14
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.17	$\triangle$ 0.05	△ 0.07	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.09	△ 0.03	△ 0.09	△ 0.20	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.12	△ 0.09

注 国民年金については、分子を第1~3号被保険者数、分母を 老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



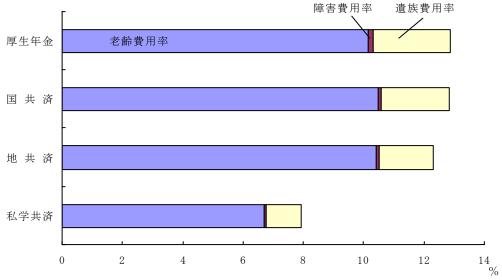
平成17年度の年金種別費用率をみると(図表 2-4-4、2-4-5)、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.2%、0.2%、2.5%、国共済は10.5%、0.1%、2.2%、地共済は10.4%、0.1%、1.8%、私学共済は6.7%、0.1%、1.2%となっている。

図表 2-4-4	年金種別費用率	-平成 17 年度-
	一 元 (玉/1) 首 / 11 <del>一</del>	T/1X 11 十/文

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢費用率 障害費用率 遺族費用率 (参考:総合費用率)	% 10. 2 0. 2 2. 5 17. 8	% 10. 5 0. 1 2. 2 16. 7	% 10. 4 0. 1 1. 8 16. 2	% 6. 7 0. 1 1. 2 11. 8

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-5 年金種別費用率 -平成 17 年度- 障害費用率 遺



各制度の年金種別費用率の推移は、図表 2-4-6 のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表 2-4-7 である。厚生年金、国共済、地共済では、ここ数年、老齢費用率の構成割合 が低下してきているが、私学共済では上昇している。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他(拠出金)の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

	厚生年金			国共済		
年度	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
	地共済			私学共済		
年度	地共済 老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	私学共済 老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
年度平成		障害費用率 %	遺族費用率 %		障害費用率 %	遺族費用率
	老齢費用率			老齢費用率		
平成	老齢費用率 %	%	%	老齢費用率 %	%	%
平成 14	老齢費用率 % <11.6>	<0.1> %	% <1.8>	老齢費用率 % <8.3>	<0.1> %	% <1.4>
平成 14	老齢費用率 % <11.6> 9.6	% <0.1> 0.1	% <1.8> 1.5	老齢費用率 % <8.3> 6.3	% <0.1> 0.1	% <1.4> 1.1
平成 14 15	老齢費用率 % <11.6> 9.6 <12.7>	% <0.1> 0.1 <0.1>	% <1.8> 1.5 <2.0>	老齢費用率 % <8.3> 6.3 <8.5>	% <0.1> 0.1 <0.1>	% <1.4> 1.1 <1.5>
平成 14 15	老齢費用率 % <11.6> 9.6 <12.7> 10.0	% <0.1> 0.1 <0.1> 0.1	% <1.8> 1.5 <2.0> 1.6	老齢費用率 % <8.3> 6.3 <8.5> 6.5	% <0.1> 0.1 <0.1> 0.1	% <1.4> 1.1 <1.5> 1.1

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

図表 2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

左车	厚生年金			国共済		
年度	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
左连	地共済			私学共済		
年度	地共済 老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	私学共済 老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
年度平成		障害費用率 %	遺族費用率 %	老齢費用率	障害費用率 %	
	老齢費用率			老齢費用率		
平成	老齢費用率 %	%	%	老齢費用率 %	%	%
平成 14	老齢費用率 % 66.3	0.7	10.4	老齢費用率 % 58.1	0.6	10.2

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

## (3) 総合費用率

平成17年度の総合費用率は、厚生年金が最も高く17.8%、次いで国共済16.7%、 地共済16.2%、私学共済11.8%の順となっている(図表2-4-8、2-4-9)。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続の低下となっている。これには、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ、16年度に708億円(1年度分の2分の1に相当する額)、17年度に1,172億円(1年度分)の財政調整拠出金が拠出されていることが、大きく影響している。この財政調整拠出金により、国共済の実質的な支出が減少し、総合費用率が平成16年度で1.0ポイント程度、17年度で1.7ポイント程度低く抑えられている一方、地共済の総合費用率は16年度で0.3ポイント程度、17年度で0.5ポイント程度高くなっているものと考えられる。

なお、平成 15 年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになった。このため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成 15 年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として、平成 15 年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

総合費用率の推移をみると、各制度とも上昇傾向にある。平成7年度以降でみて上昇幅が大きかったのは厚生年金であり、標準報酬月額ベースでみると、平成7年度の13.7%から平成17年度の21.3%(総報酬ベースでは17.8%)まで、10年間で7.6ポイントの上昇であった。

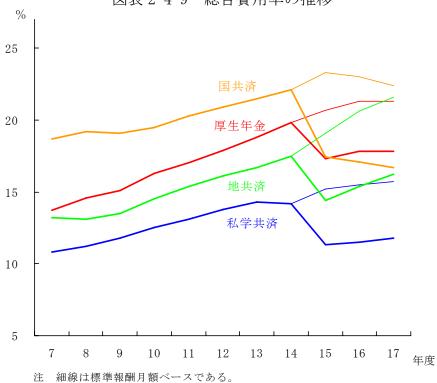
総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出ー国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる(図表 2-4-10)。分子の「実質的な支出ー国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠出金収入の影響等で国共済が平成 16 年度、17 年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成 17 年度の対前年度増減率をみると、厚生年金 1.4%増、国共済 2.4%減、地共済 3.7%増、私学共済 3.0%増となっている。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金 1.3%増、国共済 0.1%減、地共済 1.5%減、私学共済 0.9%増である。その結果、平成 17 年度の総合費用率は、地共済が 0.8 ポイント、私学共済が 0.3 ポイント上昇し、厚生年金が横ばい、国共済が 0.4 ポイント減少するところとなった。

図表 2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13. 1>	<11.2>
9	<15. 1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16. 3>	<19.5>	<14. 5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15. 4>	<13.1>
12	<17. 9>	<20.9>	<16. 1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14. 3>
14	<19.8>	<22. 1>	<17. 5>	<14. 2>
15	17. 3	17.4	14. 4	11. 3
	<20.7>	<23.3>	<19. 1>	<15. 2>
16	17.8	17. 1	15. 4	11.5
	<21. 3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
17	17.8	16. 7	16. 2	11.8
	<21. 3>	<22.4>	<21. 6>	<15.7>
対前年	度増減差 (ポ	イント)		
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.6>
10	<1.2>	<0.4>	<1.0>	<0.7>
11	<0.7>	<0.8>	<0.9>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.7>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	•••	•••	•••	•••
	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
16	0. 5	△ 0.3	1.0	0.2
	<0.6>	<△0.3>	<1.5>	<0.3>
17	0.0	$\triangle$ 0.4	0.8	0.3
	<0.0>	⟨△0.6⟩	<1.0>	<0.2>

- 注1 < >は標準報酬月額ベースである。
- 注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代 行分を含まない。図表3-3-4参照。

# 図表 2-4-9 総合費用率の推移



図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

						対前年周	度増減率	
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生 年金	国共済	地共済	私学 共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
A 実	□ 質的な支出ー□	国庫・公経済負	担(総合費用率	率の分子)				
7	167, 090	9, 411	22, 208	1, 774				
8	180, 857	9,848	22, 486	1,870	8.2	4.6	1.3	5.4
9	193, 579	9, 926	23, 479	2,012	7.0	0.8	4.4	7.6
10	208, 061	10, 187	25, 640	2, 164	7. 5	2.6	9.2	7.6
11	211, 624	10, 739	27, 287	2, 296	1. 7	5. 4	6. 4	6. 1
12	221, 574	11, 350	28, 470	2, 454	4. 7	5. 7	4. 3	6. 9
13	231, 240	11, 759	29, 479	2, 570	4. 4	3.6	3. 5	4.7
14	244, 147	11, 960	30, 775	2,700	5.6	1.7	4. 4	5. 1
15 16	252, 364 260, 875	12, 334 12, 118	32, 763 34, 843	2, 936 3, 033	3. 4 3. 4	3. 1 $\triangle 1. 8$	6. 5 6. 3	8. 7 3. 3
17	264, 486	11, 822	36, 147	3, 125	1.4	$\triangle 1.6$ $\triangle 2.4$	3. 7	3. 0
	, i							
				出金(国庫·公経)	脊負担分除く) Ⅰ	(独目給	付費用率の	分子)
7	120, 321	7, 662	17, 307	1, 232	0.0	4 7	0.0	г о
8 9	131, 444 142, 131	8, 026 8, 027	17, 334 18, 132	1, 305 1, 426	9. 2 8. 1	4. 7 0. 0	0. 2 4. 6	5. 9 9. 3
9 10	152, 632	8, 137	19, 935	1, 420	7.4	1.4	9. 9	9. 3 8. 1
10	152, 801	8, 547	21, 191	1, 627	0. 1	5. 0	6. 3	5. 5
12	160, 726	8, 994	22, 002	1,719	5. 2	5. 2	3.8	5. 7
13	169, 208	9, 354	22, 905	1, 812	5. 3	4. 0	4. 1	5. 4
14	178, 173	9, 480	24, 037	1, 911	5. 3	1.4	4.9	5.4
15	183, 707	9, 736	25, 725	2,093	3. 1	2.7	7.0	9.5
16	189, 165	9, 331	27, 374	2, 101	3.0	$\triangle 4.2$	6.4	0.4
17	191, 240	9, 094	28, 868	2, 181	1. 1	$\triangle 2.5$	5.5	3.8
C 基础	    	国庫・公経済負	担分除く)					
7	46, 770	1, 749	4, 901	542				
8	49, 413	1,822	5, 152	565	5. 7	4. 1	5. 1	4.2
9	51, 449	1,898	5, 347	586	4. 1	4.2	3.8	3.8
10	55, 430	2,050	5, 705	623	7. 7	8.0	6.7	6. 2
11	58, 823	2, 192	6, 096	669	6. 1	7.0	6. 9	7. 5
12	60, 848	2, 356	6, 469	735	3. 4	7. 5	6. 1	9. 9
13	62, 032	2, 405	6, 574	758 758	1. 9	2. 1	1.6	3. 1
14	65, 974	2, 479	6, 738	789	6.4	3. 1	2. 5	4. 2
15	68, 657	2, 599	7, 038	842	4. 1	4.8	4. 4	6.7
16 17	71, 710 73, 246	2, 787 2, 728	7, 469 7, 278	932 943	4. 4 2. 1	7. 2 $\triangle 2. 1$	6. 1 $\triangle 2. 6$	10. 6 1. 3
					2.1	∠∠2.1	△2.0	1. 0
1	準報酬総額	(総合費用率・			Ì			
7	<1, 215, 248>	<50, 431>	<168, 207>	<16, 431>	/1 7\	/1 0\	/0 A\	/1 0\
8 9	<1, 235, 867> <1, 281, 286>	<51, 314> <51, 893>	<171, 635> <174, 521>	<16, 745> <17, 004>	<1. 7> <3. 7>	<1.8><1.1>	<2. 0><1. 7>	<1. 9><1. 5>
10	<1, 272, 631>	<52, 368>	<174, 3217 <176, 293>	<17, 004>	<∆0.7>	<0.9>	<1. 0>	<1.6>
10	<1, 247, 826>	<52, 306/ <52, 854>	<170, 2937 <177, 712>	<17, 2797 <17, 500>	<∆1.9>	<0.9>	<0.8>	<1. 3>
12	<1, 247, 6207	<54, 319>	<176, 426>	<17, 777>	$\langle \triangle 0.6 \rangle$	(2. 8)	<∆0. 3>	<1.6>
13	<1, 231, 930>	<54, 583>	<176, 435>	<18, 016>	<∆0. 7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1, 233, 692>	<54, 065>	<175, 486>	<19, 005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5. 5>
15	1, 458, 725	71, 088	228, 236	26, 076	• • •	• • •		• • •
	<1, 219, 199>	<52, 860>	<171,616>	<19, 275>	⟨△1.2⟩	⟨△2. 2⟩	⟨△2. 2⟩	<1.4>
16	1, 468, 506	70, 717	225, 979	26, 263	0. 7	$\triangle 0.5$	$\triangle 1.0$	0.7
	<1, 226, 226>	<52, 582>	<169, 031>	<19, 572>	<0.6>	⟨△0.5⟩	<△1.5>	<1.5>
17	1, 487, 083	70, 654	222, 616	26, 495	1.3	$\triangle 0.1$	$\triangle 1.5$	0.9
	<1, 242, 451>	⟨52, 733⟩	<167, 237>	<19, 845>	<1.3>	<0.3>	⟨△1.1⟩	<1.4>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注 2 地共済の標準報酬総額及び 1 人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 〈〉は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式(積立金及びその運用収入がない) で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると(図表 2-4-11)、平成 17 年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

私学共済 厚生年金 国共済 地共済 年度 総合費用率 保険料率 総合費用率 保険料率 総合費用率 保険料率 保険料率 総合費用率 平成 % % 7 <13.7> 16.5 <18.7> 17.44 <13.2> 15.84 <10.8> 12.8 8 <14.6> 17.35 <19.2> 18.39 <13.1> 16.56 <11.2> 12.8 9 <15.1> 17.35 <19.1> 18.39 <13.5> 16.56 <11.8> 13.3 10 <16.3> 17.35 <19.5> 18.39 <14.5> 16.56 <12.5> 13.3 <17.0> <20.3> <15.4> <13.1> 13.3 11 17.35 18.39 16.56 <17.9> 17.35 <20.9> <16.1> 16.56 <13.8> 13.3 12 18.39 13 <18.8> 17.35 <21.5> 18.39 <16.7> 16.56 <14.3> 13.3 <19.8> 17.35 <22.1> <17.5> 16.56 14 18.39 <14. 2> 13.3 15 17.3 13.58 17.4 14.38 14.4 12.96 11.3 10.46 16 17.8 13.934 17.1 14.509 15.4 13.384 11.5 10.46 16.2 14.288 14.638 13.738 10.814 17 17.8 16.7 11.8

図表 2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

注1 総合費用率欄の< >は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担 分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧 共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等 の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

## (厚生年金相当部分に係る総合費用率)

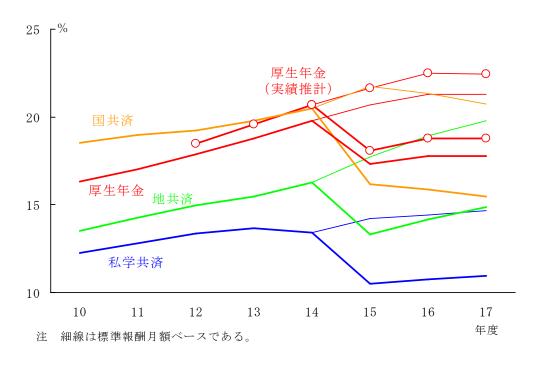
共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると(図表 2-4-12、図表 2-4-13)、平成17年度では、厚生年金(実績推計)の18.8%に比べ、国共済は3.3ポイント、地共済は3.9ポイント、私学共済は7.8ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ1人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い(換言すると、成熟が進んでいない)ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

	国共済	地共済	私学共済	厚生	年金
年度	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14. 2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19. 2>	<15.0>	<13. 4>	<17. 9>	<18.5>
13	<19.8>	<15. 5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13. 4>	<19.8>	<20.7>
15	16. 2	13. 3	10. 5	17. 3	18. 1
	<21.7>	<17. 7>	<14. 2>	<20.7>	<21.7>
16	15. 9	14. 2	10. 7	17.8	18.8
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.5>
17	15. 5	14. 9	11.0	17.8	18.8
	<20.8>	<19.8>	<14. 7>	<21.3>	⟨22. 5⟩

- 注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。
- 注2 〈〉は標準報酬月額ベースの値である。
- 注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



## (4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成 17 年度の独自給付費用率は、厚生年金が 12.9%、国共済が 12.9%、地共済 が 13.0%と同程度の率となっている一方で、私学共済は 8.2%と低くなっている(図表 2-4-14、2-4-15)。

対前年度増減差をみると、平成 16 年度、17 年度には、国共済がそれぞれ 0.5 ポイント、0.3 ポイントの低下となっている一方で、地共済はそれぞれ 0.8 ポイント、0.9 ポイントの上昇となっている。これには、国共済、地共済間で、両制度の独自給付費用率を同じにするように「費用負担平準化のための財政調整」が行われていることが影響している。16 年度から開始された財政調整(16 年度は1年度分の 2分の 1)が 17 年度から満年度化しており、これに伴い、17 年度の両制度の独自給付費用率は同程度となっている。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 4.9%、次いで国共済 3.9%、私学共済 3.6%、地共済 3.3%の順となっている (図表 2-4-16、2-4-17)。基礎年金費用率が 制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者 の比率が制度間で異なることによる (図表 2-2-11、2-1-21)。

平成16年度と比べると、各制度とも横ばいとなっている。

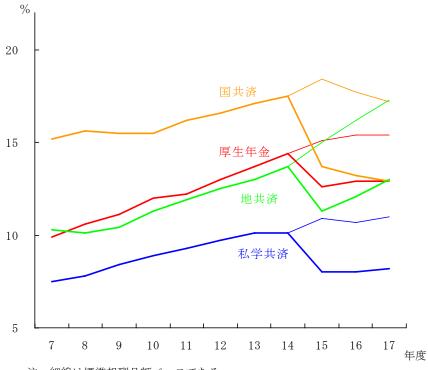
図表 2-4-14 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15. 2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15. 5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17. 1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12. 6	13. 7	11. 3	8. 0
	<15. 1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	12. 9	13. 2	12. 1	8.0
	<15.4>	<17.7>	<16. 2>	<10.7>
17	12. 9	12.9	13.0	8.2
	<15. 4>	<17. 2>	<17. 3>	<11.0>
対前年	度増減差 (ポ	イント)		
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.0>	<0.9>	<0.5>
11	<0.2>	<0.7>	<0.6>	<0.4>
12	<0.8>	<0.4>	<0.6>	<0.4>
13	<0.7>	<0.5>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<0.0>
15				
	<0.7>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3	△ 0.5	0.8	0.0
	<0.3>	<△0.7>	<1.2>	<△0.2>
17	0.0	△ 0.3	0.9	0.2
	<0.0>	<△0.5>	<1.1>	<0.3>

注1 < >は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代 行分を含まない。図表3-3-6参照。

図表 2-4-15 独自給付費用率の推移



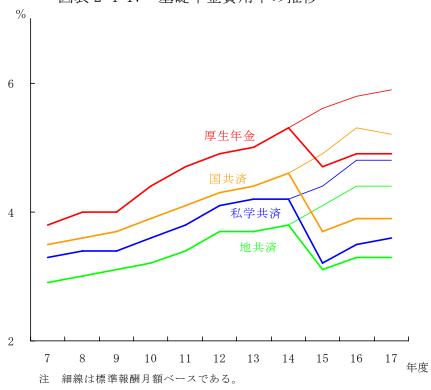
注 細線は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

	320 1 10		<b>久/11~7</b> 11	
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	⟨3.8⟩	⟨3.5⟩	<2.9>	⟨3. 3⟩
8	<4.0>	⟨3.6⟩	<3.0>	⟨3.4⟩
9	<4.0>	⟨3.7⟩	⟨3.1⟩	⟨3.4⟩
10	<4.4>	⟨3.9⟩	<3.2>	⟨3.6⟩
11	<4.7>	<4.1>	⟨3.4⟩	⟨3.8⟩
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4. 1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	⟨3.8⟩	<4.2>
15	4. 7	3.7	3. 1	3. 2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	4. 9	3.9	3.3	3.5
	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	4. 9	3.9	3.3	3.6
	<5.9>	<5. 2>	<4.4>	<4. 8>
対前年	度増減差 (ポ	イント)		
8	<0.2>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.0>
10	<0.4>	<0.2>	<0.1>	<0.2>
11	<0.3>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.3>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.0>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
15	•••	•••	•••	•••
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2	0.2	0. 2	0.3
	<0.2>	<0.4>	<0.3>	<0.4>
17	0.0	0.0	0.0	0.1
	<0.1>	<△0.1>	<0.0>	<0.0>

注 〈〉は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



#### (5) 収支比率 一時価ベースで各制度とも低下ー

平成17年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、厚生年金が最も高く120.8%、 次いで国民年金(国民年金勘定) 109.0%、国共済 93.0%、地共済 82.7%、私学共 済 74.0%の順である(図表 2-4-18)。厚生年金と国民年金(国民年金勘定)は収支 比率が 100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しな ければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、 その他の収入により賄っていることを示している。

一方、時価ベースでみると、厚生年金、国民年金を含め全ての制度で 100%を下 回っている。

	五日 1 10	1////	1_451E45		
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金 勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69. 0	75. 1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76. 0	57. 2	58.4	59. 1
9	73.8	75. 7	57. 7	60.6	71.7
10	80. 5	80.8	63. 2	64.4	75.6
11	84. 9	85. 1	64. 5	67.3	75. 3
12	91.0	89. 3	72.6	74.3	80.2
13	97. 2	95. 2	78. 1	79.2	89. 2
	[102. 4]	[101.4]			[93. 6]
14	104. 7	97. 2	84. 3	83.0	96. 7
	[119. 2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117. 2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98. 3]	[91. 3]	[70.2]	[82.8]	[85. 7]
16	123.8	98. 3	93. 5	86.8	103. 1
	[112.7]	[96. 9]	[83. 1]	[78.6]	[95. 6]
17	120.8	93. 0	82. 7	74.0	109.0
	[90. 4]	[79. 1]	[55. 9]	[65. 5]	[87. 6]

図表 2-4-18 収支比率の推移

0.9

5. 1

4.3

4.2

5.9

2.0

0.8

0.3

[5.6]

 $\triangle$  5.3

 $[\triangle 0.8]$ 

 $[\triangle 9.3]$ 

 $\triangle$  0.3

0.2

0.5

5.5

1.3

8.1

5.5

6.2

5.0

4.2

[12.9]

 $\triangle$  10.8

 $[\triangle 27.2]$ 

△ 13.4

12.6

3.9

4.9

9.0

7.5

0.9

5.5

[9.9]

5.9

 $[\triangle 8.0]$ 

[14.9]

 $[\triangle 22.8]$ 

 $\triangle$  0.3

3. 1

2.2

3.8

2.9

7.0

4.9

3.8

3.2

0.6

 $[\triangle 25.4]$ 

 $[\triangle 4.2]$ 

 $\triangle$  12.8

[△13.1]

対前年度増減差(ポイント) 3.4

1.4

6.7

4.4

6.1

6.2

7.5

[16.8]

12.5

6.6

[14.4]

 $\triangle$  3.0

 $[\triangle 22.3]$ 

 $[\triangle 20.9]$ 

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

 $<sup>[\</sup>triangle 17.8]$ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行 分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、 12年度95.5となっている。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあったが、平成 17 年度には被用者年金各制度で低下している。また、時価ベースでみると、平成 17 年度はすべての制度で低下しており、低下幅も大きい。これは、分子の「実質的な支出ー国庫・公経済負担」の増加幅が縮小又は減少している一方、分母の「保険料収入+運用収入」が大幅な増加となったことによる(図表 2-4-10 A欄、2-4-18、2-4-19)。

図表 2-4-19 収支比率の分母(保険料収入+運用収入)の推移

		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)			
平成	億円	億円	億円	億円	億円			
7	242, 200	12, 529	38, 980	3, 209	21, 435			
8	249, 767	12,959	39, 300	3, 199	22, 505			
9	262, 469	13, 105	40, 721	3, 323	22, 858			
10	258, 315	12,609	40, 570	3, 359	23, 084			
11	249, 384	12,623	42, 327	3, 413	23, 261			
12	243, 579	12, 704	39, 211	3, 304	22, 507			
13	237, 967	12, 356	37, 729	3, 244	21,800			
	[225, 901]	[11, 593]			[20, 783]			
14	233, 105	12, 299	36, 526	3, 254	20,855			
	[204, 765]	[11,887]		[2, 497]	[18, 587]			
15	215, 310	12, 588	36, 676	3, 406	21, 149			
	[256, 657]	[13, 513]	[46, 672]	[3, 545]	[24, 108]			
16	210, 662	12, 328	37, 269	3, 495	20, 398			
	[231, 471]	[12, 509]	[41, 935]	[3,860]	[22,009]			
17	218, 882	12, 713	43, 703	4, 225	20,837			
	[292, 477]	[14, 937]	[64, 672]	[4,768]	[25, 931]			
対前年度増減率(%)								
8	3. 1	3. 4	0.8	△ 0.3	5. 0			
9	5. 1	1. 1	3.6	3.8	1.6			
10	△ 1.6	△ 3.8	$\triangle$ 0.4	1. 1	1.0			
11	$\triangle$ 3.5	0.1	4.3	1.6	0.8			
12	$\triangle$ 2.3	0.6	$\triangle$ 7.4	$\triangle$ 3.2	△ 3.2			
13	$\triangle$ 2.3	$\triangle$ 2.7	△ 3.8	△ 1.8	△ 3.1			
14	$\triangle$ 2.0	$\triangle$ 0.5	$\triangle$ 3.2	0.3	△ 4.3			
	$[\triangle 9.4]$	[2.5]			[ $\triangle$ 10. 6]			
15	$\triangle$ 7.6	2.4	0.4	4. 7	1. 4			
	[25. 3]	[13.7]		[42.0]	[29.7]			
16	$\triangle$ 2.2	$\triangle$ 2.1	1.6	2.6	△ 3.6			
	[△9.8]	$[\triangle 7.4]$	[△10.1]	[8. 9]	[△8.7]			
17	3.9	3. 1	17.3	20.9	2. 2			
	[26.4]	[19.4]	[54. 2]	[23. 5]	[17.8]			

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。

注4 国共済の時価ベースは、平成10年度12,423億円、11年度13,104億円、12年度11,884億円となっている。

## (6) 積立比率

平成 17 年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.5 倍、 次いで私学共済 10.3 倍、国共済 7.4 倍、厚生年金 5.2 倍、国民年金 (国民年金勘定) 4.3 倍の順となっている (図表 2-4-20)。平成 17 年度は、国共済以外の制度で、16 年度に比べ低下している。国共済では、平成 16 年度から受け入れている財政調整拠 出金収入 (17 年度から満年度化)の影響で実質的な支出が減少しており、その結果、 積立比率が上昇したものと考えられる。逆に、地共済は低下する方向に働いている。

また、時価ベースでは、厚生年金 5.2 倍、国共済 7.5 倍、地共済 10.7 倍、私学共済 10.6 倍、国民年金 4.3 倍となっている。平成 16 年度に比べ、国共済で上昇、厚生年金と私学共済で横ばい、地共済と国民年金で低下している。

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金勘定)
平成	倍	倍	倍	倍	倍
7	6. 3	7.4	12.2	12.9	4. 1
8	6. 2	7.4	12.8	13.0	5. 2
9	6. 1	7. 6	13.0	12.7	4.8
10	6. 0	7. 7	12.6	12. 4	4.9
11	6. 2	7. 6	12.4	12. 3	5. 1
12	6. 1	7. 3	12.4	11.9	5. 2
13	5. 9	7. 3	12.3	11.7	5.0
14	5. 6	7. 2	12.0	11.4	4. 9
	[5. 5]	[7. 3]			[4.8]
15	5. 5	7. 0	11.4	10.7	4.8
	[5. 2]	[7. 1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5. 3	7. 2	10.9	10.5	4. 7
	[5. 2]	[7. 3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5. 2	7. 4	10.5	10.3	4. 3
	[5. 2]	[7. 5]	[10.7]	[10.6]	[4. 3]

0.6

0.2

0.0

 $\triangle$  0.4

 $\triangle$  0.2

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.3

 $\triangle$  0.6

 $\triangle$  0.5

 $[\triangle 0.3]$ 

 $\triangle$  0.4

 $[\triangle 0.2]$ 

0.1

 $\triangle$  0.3

 $\triangle$  0.3

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.4

 $\triangle$  0.2

 $\triangle$  0.3

 $\triangle$  0.7

 $\triangle$  0.2

 $[\triangle 0.2]$ 

 $\triangle$  0.2

[0.0]

1.1

0.1

0.2

0.1

 $\triangle$  0.2

 $\triangle$  0.1

△ 0.1

 $[\triangle 0.2]$ 

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.4

 $[\triangle 0.3]$ 

[0.0]

 $\triangle$  0.4

図表 2-4-20 積立比率の推移

0.0

0.2

0.1

0.0

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.3

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.2

 $[\triangle 0.2]$ 

0.2

[0.2]

0.2

[0.2]

対前年度増減差 (ポイント) 8 △ 0.1 0

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.1

 $\triangle$  0.2

 $\triangle$  0.3

△ 0.1

 $[\triangle 0.3]$ 

 $\triangle$  0.2

 $\triangle$  0.1

[0.0]

[0.0]

0.2

9

10

11

12

13

14

15

16

17

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行 分を含まない。図表3-3-10参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、 13年度7.4となっている。

## (7) 財政指標でみた各制度の特徴

最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる (図表 2-4-21)。

ここでは、年金扶養比率は、成熟が進んだ段階である 2 (2 人で 1 人を支える)を基準として、尺度を定めた。また、総合費用率は、最終的には年収の 20%になるとして、グラフでは 20 に対する比の逆数をとった(逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである)。同様の考えで、独自給付費用率は 14、収支比率は 100 に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた注。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は、年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出ていない(成熟が進んでいる)とともに、積立比率のラインが突き出ている(積立金が相対的に多い)。一方、グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。

図表 2-4-21 財政指標レーダーチャート

